

# 仙台市太陽光発電事業の健全かつ 適正な導入、運用等の促進に関する条例

## 手 引 書

令和5年6月策定

令和6年4月改訂

仙台市環境局環境部環境企画課

## 目次

<条例制定の背景> .....	5
<本手引書について> .....	5
<施設及び区域の区分フロー> .....	7
<条例手続の標準的な流れ> .....	8
1. 新規施設を設置する場合の標準的な流れ .....	8
2. 既存施設の場合の標準的な流れ .....	9
第一条 目的 .....	10
(1) 地域と共生する太陽光発電 .....	10
(2) 留意事項 .....	10
第二条 定義 .....	11
(1) 太陽光発電施設 .....	12
(2) 太陽光発電施設の設置 .....	13
(3) 太陽光発電事業 .....	14
(4) 事業者 .....	14
(5) 大規模事業者 .....	14
(6) 事業区域 .....	14
(7) 設置規制区域 .....	16
(8) 維持管理等 .....	21
第三条 市の責務 .....	22
第四条 事業者の責務 .....	23
(1) 関係法令の遵守 .....	24
(2) 講ずるよう努める措置 .....	24
第五条 土地の所有者等の責務 .....	28
第六条 地域住民等への説明 .....	29
(1) 地域住民等への説明 .....	29
(2) 説明の対象となる地域住民等 .....	30
(3) 説明の方法 .....	30
(4) 関係法令に規定される住民説明との関係について .....	30
(5) 地域住民等への説明の内容及び講ずべき措置 .....	31
(6) 地域住民等への説明の記録 .....	31
(7) 事業計画変更時の住民説明 .....	31
第七条 設置規制区域への設置 .....	33
(1) 設置規制区域への設置 .....	33
(2) 設置許可申請書の提出 .....	33
第八条 設置許可 .....	37
(1) 太陽光発電施設の設置許可の基準 .....	38
(2) 許可・不許可の判断までの標準処理期間 .....	40
(3) 許可条件 .....	40
(4) 設置規制区域指定以前に設置工事に着手した太陽光発電施設の取扱い .....	40
(5) 設置規制区域の変更により、事業区域の全部が設置規制区域外となった太陽光発電施設の取扱い .....	40
第九条 変更許可 .....	41

(1) 変更許可.....	41
(2) 変更許可の条件等.....	42
(3) 事業変更許可申請書.....	42
(4) 軽微な変更等.....	42
第十条 設置許可に係る着手等の届出.....	46
(1) 工事着手届出.....	46
(2) 工事完了届出.....	46
(3) 工事中止届出・工事再開届出.....	47
第十一条 設置許可の取消.....	48
(1) 許可の取消.....	48
(2) 許可の取消の公表.....	48
第十二条 事業計画の届出.....	49
(1) 設置規制区域以外への設置に関する手続.....	49
(2) 事業計画届出書の提出.....	49
(3) 届出の受理.....	51
第十三条 誓約書の提出.....	52
第十四条 届出内容の変更.....	53
(1) 事業計画の変更.....	53
(2) 軽微な変更.....	53
第十五条 維持管理等.....	55
(1) 維持管理等基準.....	57
(2) 維持管理等計画の作成.....	57
(3) 維持管理等計画の見直し.....	58
(4) 維持管理等計画の公表.....	58
(5) 維持管理等計画の提出.....	59
(6) 財務計算に関する諸表の提出.....	59
(7) 事故等が発生したときの対応及び報告.....	59
第十六条 大規模事業者の保険又は共済への加入.....	61
(1) 大規模事業者の損害賠償責任保険への加入の趣旨.....	61
(2) 大規模事業者の損害賠償責任保険への加入の報告.....	61
(3) 大規模事業者の火災保険、地震保険等への加入の報告.....	62
第十七条 地位の承継.....	63
(1) 地位承継の届出.....	63
(2) 維持管理等計画の作成、公表.....	64
(3) 誓約書の提出.....	64
(4) 大規模事業者の地位の承継.....	64
第十八条 廃止の届出.....	65
(1) 廃止届出書.....	65
(2) 事業廃止に係る留意事項.....	65
第十九条 太陽光発電施設の撤去及び処分.....	66
(1) 撤去及び廃棄物の処理.....	66
(2) 修景、整地その他の景観上又は防災上必要な措置.....	66
第二十条 指導及び助言.....	69

第二十一条 報告の徴収及び立入検査	70
(1) 報告の徴収	70
(2) 立入検査	70
第二十二条 勧告	71
第二十三条 措置命令	72
(1) 措置命令	72
(2) 不利益処分の手続	72
第二十四条 公表	73
(1) 公表	73
(2) 意見の陳述	73
(3) 経済産業省への通知	73
第二十五条 他自治体の条例との関係	74
(1) 他自治体の条例との関係	74
(2) その他	74
第二十六条 委任	75
第二十七条 罰則	76
附則1 施行期日	77
附則2 経過措置	78
附則3、4 既存施設の届出	79
(1) 設置規制区域内の既存施設の届出	79
(2) 設置規制区域外の既存施設の事業計画の変更	79
附則5、6 既存施設の変更許可	81
附則7、8、9、10 既存施設の維持管理等	83
(1) 設置規制区域内の既存施設の維持管理等計画	83
(2) 設置規制区域外の既存施設の維持管理等計画	84
(3) 設置規制区域外の既存施設の維持管理等計画における軽微な変更	84
附則11 既存大規模事業者の損害賠償責任保険等への加入	85
附則12 既存事業者の地位の承継	85
附則13 準備行為	86
附則14 検討	86
<その他>	87
参考1 仙台市条例と宮城県の「太陽光発電施設の設置等に関する条例」の主な違い	87
参考2 許可申請、事業計画届出を行う際に必要な書類一覧	88
<様式集>	89

## <条例制定の背景>

近年、地球温暖化対策が世界的にも喫緊の課題となる中、日本では、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする脱炭素社会の実現を目指すにあたり、再生可能エネルギーの果たす役割はますます大きくなっており、本市においても、太陽光発電を始めとする再生可能エネルギーの積極的な導入が求められています。一方で、太陽光発電事業の導入拡大に伴い、全国的に土砂災害や景観への影響、野生動植物の生息環境の悪化、適切な維持管理を巡っての問題等が生じています。

このようなことから、太陽光発電施設の適正な設置、維持管理、廃棄等の手続を定め、自然環境及び市民の皆様の安全・安心な生活環境と調和した、地域と共生する太陽光発電事業の普及促進を図るため、令和5年3月14日、この条例を制定しました。

## <本手引書について>

本手引書では、事業者や市民の皆様の条例への理解促進を図るため、条例や規則の条文ごとに考え方を示しています。

### 【凡例】


本手引書においては、法令等について下記の省略名で表記しています。

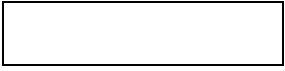
- 1 条例  
仙台市太陽光発電事業の健全かつ適正な導入、運用等の促進に関する条例（令和5年仙台市条例第30号）
- 2 規則  
仙台市太陽光発電事業の健全かつ適正な導入、運用等の促進に関する条例施行規則（令和5年仙台市規則第65号）
- 3 再エネ特措法  
再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）
- 4 FIT制度等  
再生可能エネルギー固定価格買取制度（FIT）又はFIP制度
- 5 事業計画策定ガイドライン  
事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）（資源エネルギー庁）
- 6 環境配慮ガイドライン  
太陽光発電の環境配慮ガイドライン（環境省）

## 7 県条例

太陽光発電施設の設置等に関する条例（令和4年宮城県条例第39号）

〈枠線の凡例〉

 . . . 条例による規定

 . . . 規則による規定

 . . . 参考情報等

### 【用語の説明】

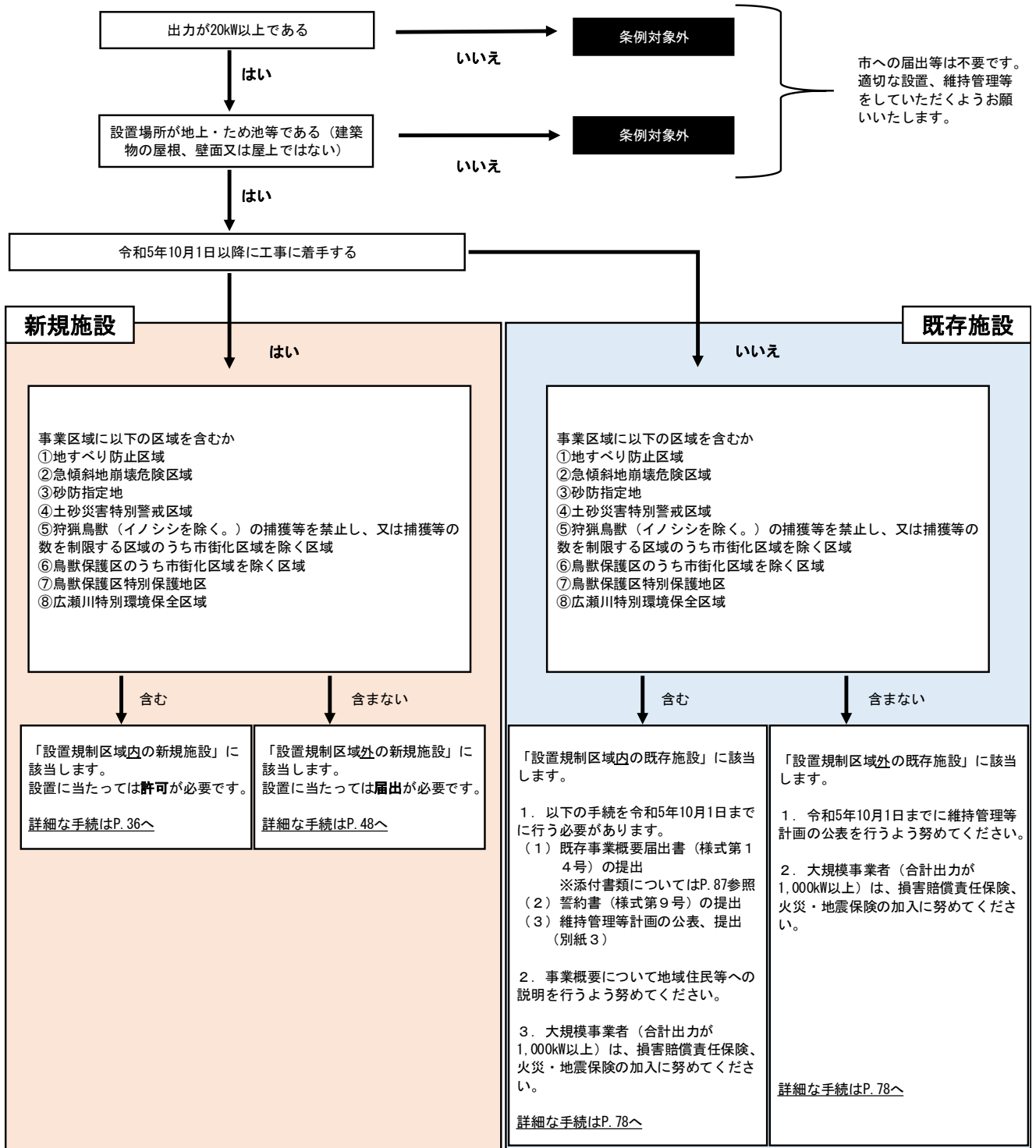
#### 1 新規施設

令和5年10月1日以降に設置の工事に着手する太陽光発電施設

#### 2 既存施設

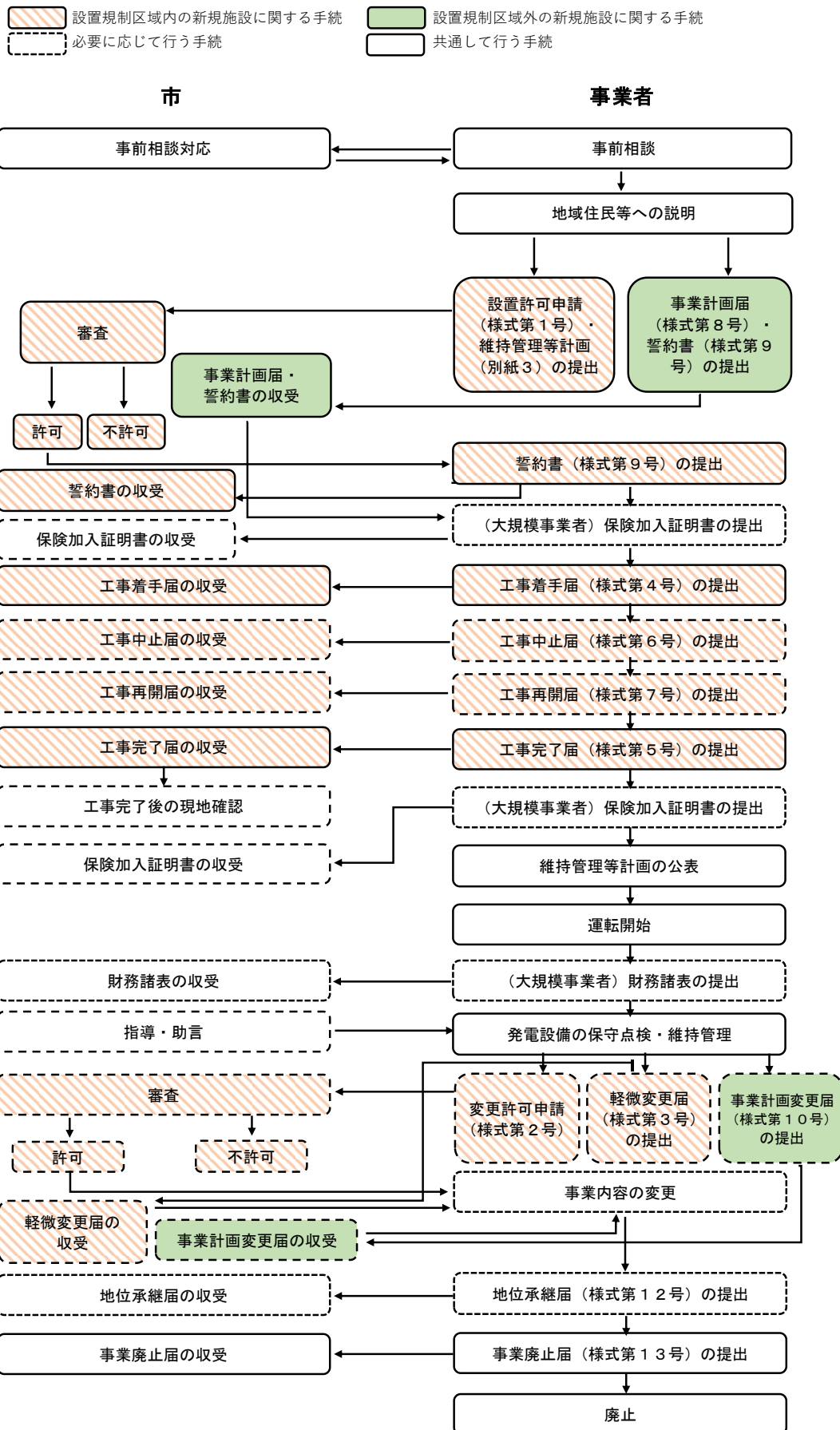
令和5年10月1日より前に設置の工事に着手した太陽光発電施設

# <施設及び区域の区分フロー>



# <条例手続の標準的な流れ>

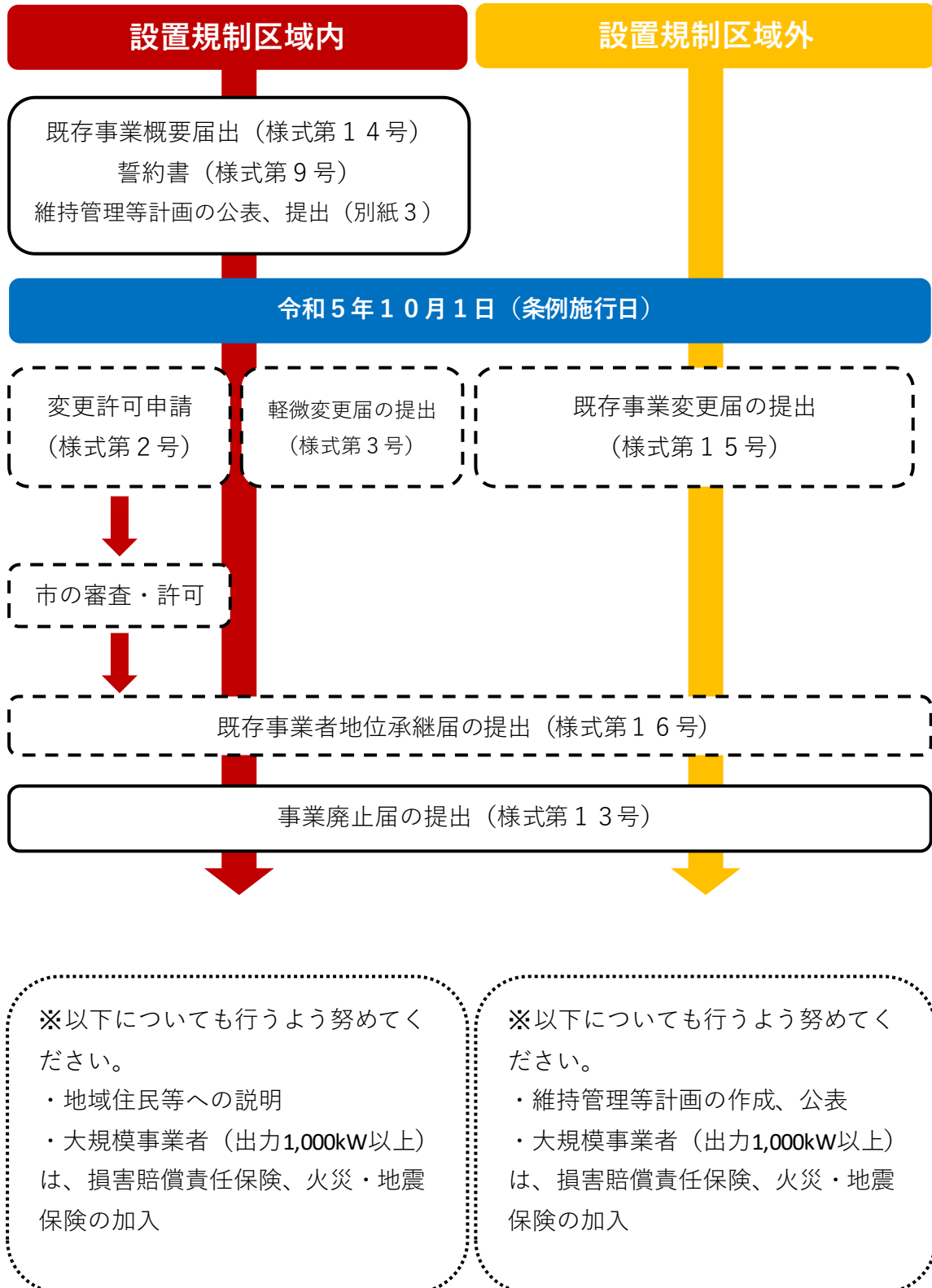
## 1. 新規施設を設置する場合の標準的な流れ





## 2. 既存施設の場合の標準的な流れ

  必ず行う手続
   必要に応じて行う手続



## 第一条 目的

(目的)

第一条 この条例は、「防災環境都市」としての仙台における脱炭素社会（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条の二に規定する脱炭素社会をいう。）の実現に向けて、太陽光発電施設の適正な設置、維持管理、廃棄等の手続について必要な事項を定めることにより、地域と共生する太陽光発電事業の普及促進に寄与することを目的とする。

(趣旨)

第一条 この規則は、仙台市太陽光発電事業の健全かつ適正な導入、運用等の促進に関する条例（令和五年仙台市条例第三十号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### (1) 地域と共生する太陽光発電

国は「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、脱炭素社会の実現」を目指しており、本市においても、太陽光発電の導入が積極的に進められています。一方で、太陽光発電事業の導入拡大に伴い、土砂災害や景観への影響、野生動植物の生息環境の悪化、適切な維持管理を巡っての問題等が生じ、市民の懸念や不安が高まっています。太陽光発電施設の設置による災害発生のおそれ並びに自然環境及び生活環境に及ぼす影響を可能な限り予防し、又は低減し、太陽光発電事業の導入促進と、自然環境及び市民の安全・安心な生活環境の調和を図るとともに、発電設備のリユース及びリサイクルを推進し、循環型社会を実現していくことが重要です。

### (2) 留意事項

本手引は、条例に基づく手続についてその詳細を解説したのですが、太陽光発電施設の設置等には、資源エネルギー庁が策定している「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」、環境省が策定している「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」も含めて、本条例以外の関係法令も遵守する必要があります。

## 第二条 定義

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 太陽光発電施設 太陽光を電気に変換する施設及びその附属施設（その全部を建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に規定する建築物に設置するものを除く。）で合計出力が二十キロワット以上のもの（増設により合計出力が二十キロワット以上となるものを含む。）をいう。
- 二 太陽光発電施設の設置 太陽光発電施設の新設及び増設（これらの行為のための木竹の伐採及び土地の形質の変更を含む。）をいう。
- 三 太陽光発電事業 太陽光発電施設の設置により、電気を得る事業（当該太陽光発電により発電した電気の全てを自ら使用するものを含む。）をいう。
- 四 事業者 太陽光発電事業を行う者（個人であるものを含む。）をいう。
- 五 大規模事業者 事業者のうち、太陽光発電施設一箇所当たりの合計出力が千キロワット以上の太陽光発電事業を行うものをいう。
- 六 事業区域 太陽光発電事業の用に供する土地の区域（太陽光発電施設をため池その他の水上に設置する場合にあっては、当該水上の区域を含む。）をいう。
- 七 設置規制区域 次のイからチまでに掲げる区域をいう。
  - イ 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により指定された地すべり防止区域
  - ロ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域
  - ハ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域
  - ニ 砂防指定地等管理条例（平成十五年宮城県条例第四十二号）第二条第一号の規定により指定された砂防指定地
  - ホ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第十二条第二項の規定に基づき指定された対象狩猟鳥獣（イノシシを除く。）の捕獲等を禁止し、又は捕獲等の数を制限する区域であって規則で定める区域
  - ヘ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項の規定に基づき指定された鳥獣保護区であって規則で定める区域
  - ト 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十九条第一項の規定に基づき指定された特別保護地区であって規則で定める区域
  - チ 広瀬川の清流を守る条例（昭和四十九年仙台市条例第三十九号）第八条第一項第一号の規定により指定された環境保全区域のうち、広瀬川の清流を守る条例施行規則（昭和五十一年仙台市規則第二十六号）第十条第一号に規定する特別環境保全区域
- 八 維持管理等 太陽光発電事業に付随して行われる維持管理及び保守点検をいう。

(定義)

第二条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(設置規制区域)

第三条 条例第二条第七号ホの規則で定める区域は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第十二条第二項の規定に基づき指定された対象狩猟鳥獣（イノシシを除く。）の捕獲等を禁止し、又は捕獲等の数を制限する区域のうち、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項の市街化区域を除く区域とする。

2 条例第二条第七号ヘの規則で定める区域は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項の規定に基づき指定された鳥獣保護区のうち、都市計画法第七条第一項の市街化区域を除く区域（次項に規定する区域を除く。）とする。

3 条例第二条第七号トの規則で定める区域は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十九条第一項の規定に基づき指定された特別保護地区とする。

## (1) 太陽光発電施設

太陽光発電施設とは、太陽光発電設備及びその附属施設で構成され、太陽光発電設備の出力が 20 kW以上のものをいいます。このうち、建築基準法第2条第1号に規定される建築物の屋根や屋上、壁面等に設置されるものは除くこととしています。

附属施設とは、太陽光発電事業に関連して設置する蓄電池等の設備をいいます。

また、出力とは、各系列における太陽電池モジュール（パネル）の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の値をいいます。実質的に同一の事業者が、同時期又は近接した時期に、実質的に一体と認められる場所で、複数の太陽光発電施設に分割して設置し、合算した出力が20 kW以上となる場合は、合算した出力により対象となるか否かを判断します。

なお、本条例において、それぞれ異なる事業である場合においても、「①実施主体の一体性」「②実施時期の一体性」「③実施箇所の一体性」のいずれもが認められたもの等については、原則として一つの事業区域として取り扱います。

詳細については、以下の観点から個々の状況を整理した上で総合的に判断しますので、計画の初期段階でご相談ください。

### 【一体性の判断について】

#### ① 実施主体の一体性


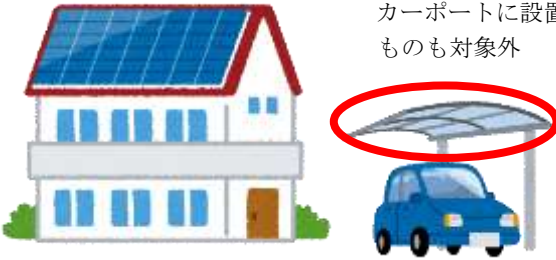
所在地が同一又は役員が重複している若しくは資本関係等がある法人又はグループ企業である場合、その他個人又は法人を問わず客観的に判断して同一と認められる場合を指します。

#### ② 実施時期の一体性

時期の重複や連続性があるなど、個々の太陽光発電施設の整備の時期や送電網への接続時期、関係法令の手続を行う時期等からみて一連ととらえられる計画性がある場合を指します。

#### ③ 実施箇所の一体性

道路や水路などで分断された区域であっても、附属施設の一部を共用して事業を実施する場合など、一体的に利用するものを指します。

対象	対象外
	 <p data-bbox="1133 309 1372 369">カーポートに設置するものも対象外</p>

**【参考】建築基準法第2条第1号**

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 建築物 土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）、これに附属する門若しくは塀、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設（鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。）をいい、建築設備を含むものとする。

**（2）太陽光発電施設の設置**

太陽光発電施設の設置とは、太陽光発電施設を新たに設置することと、増設することの両方を含みます。また、これらの行為に先駆けて行う木竹の伐採や土地の形質の変更を含みます。

太陽光発電施設の増設とは、太陽電池モジュールやパワーコンディショナー等の設置面積又は数を変更し、太陽光発電施設の出力又は太陽電池の合計出力を増加させること（事業区域の面積の拡大や、事業区域内外における新たな木竹の伐採や土地の形質の変更を伴わない場合を含む。）をいいます。

太陽光発電施設の設置に関して、設置の工事に「着手」したと認める行為の例は以下のとおりです。

- 造成工事（くい打ち、地盤改良 等）
- 根切り
- 山留め
- 木竹の伐採（太陽光発電施設の設置を目的としたもの）

※着手についての考え方はP. 45 [「第十条（1）工事着手届出」](#)も参照してください。

### (3) 太陽光発電事業

太陽光発電施設を設置し、電気を得る事業のことをいいます。F I T制度等による認定※を受けているかどうか、電気を売却しているか、自家消費しているか等、電気の利用形態は問いません。

※再エネ特措法第9条第4項の規定による認定

### (4) 事業者

太陽光発電施設を設置をし、電気を得る事業を実施する者をいいます。事業者に該当するか否かについて、個人か法人かは問いません。

また、P P A※事業のために太陽光発電施設を設置する場合、発電事業者はP P A事業者です。

なお、電気の売買契約期間の終了後などに、P P A事業者から需要家に発電設備を譲渡する場合には、譲渡があったときから、発電事業者は需要家となります。このとき、譲渡があった日から30日以内に条例第17条に基づく地位承継届の提出が必要となりますので、ご注意ください。

※P P A:Power Purchase Agreement (電力購入契約) の略

### (5) 大規模事業者

事業者のうち、太陽光発電施設一か所での合計出力が1,000kW以上の太陽光発電事業を行う者をいいます。

### (6) 事業区域

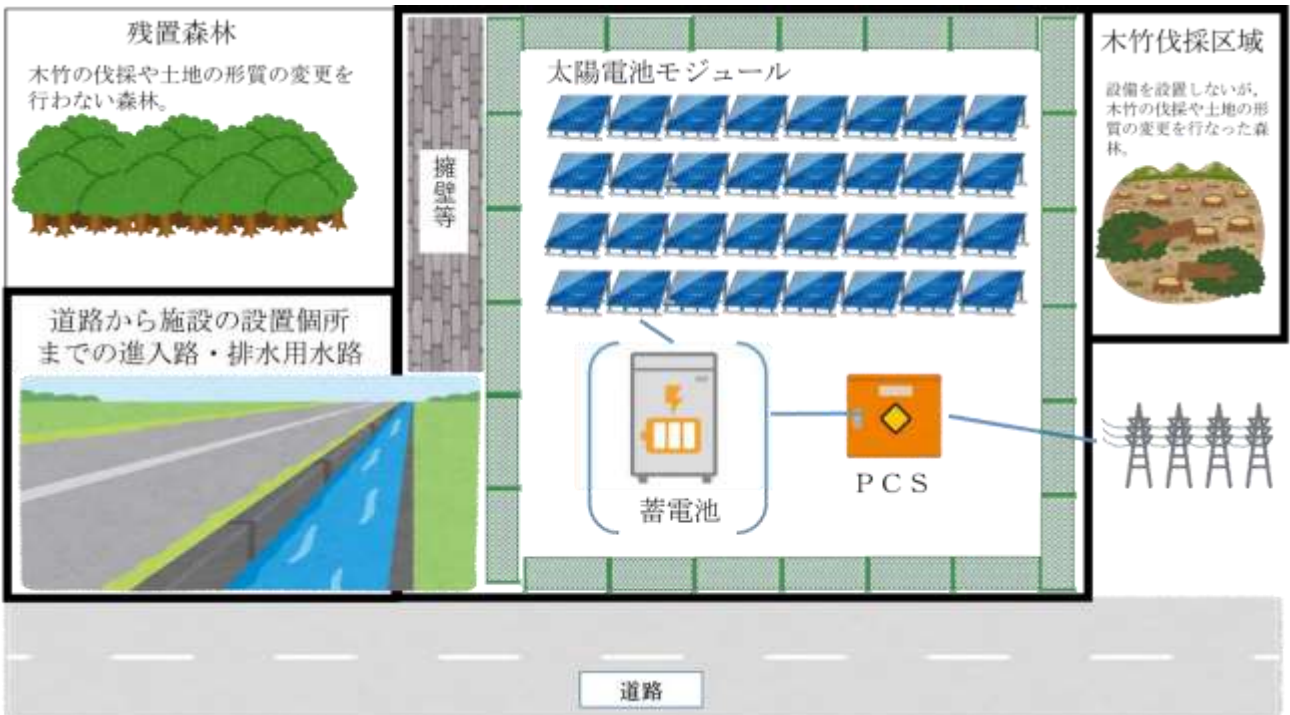
事業区域とは、太陽光発電施設を設置及び管理する上で必要となる土地の区域です。道路から施設までの侵入路(当該施設へのアクセスのために必要な管理道等)や敷地を安定させるために造成する部分(法面、擁壁、排水施設等を含む。)も含まれます。

また、継続的又は一体的に使用する場合は一つの事業区域として取り扱います。

なお、ため池等の水面に太陽光発電施設を設置する場合の事業区域の範囲は、水面に設置する太陽電池モジュール(フロート部分を含む。)の水平投影面積に、陸上に設置する附属施設等に必要な土地を加えた区域とします。

次のイメージ図で太い実線で囲まれた部分が事業区域の範囲となります。

<イメージ図>



## (7) 設置規制区域

設置規制区域についての概要は以下のとおりです。

設置規制区域	概要
①地すべり防止区域 ②急傾斜地崩壊危険区域 ③砂防指定地	土砂災害その他の災害が発生している、若しくは発生するおそれが極めて高い土地の区域
④土砂災害特別警戒区域	土砂災害その他の災害が発生した場合には太陽光発電施設の損壊等が生じ、市民の生命若しくは身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域
⑤狩猟鳥獣（イノシシを除く。）の捕獲等を禁止し、又は捕獲等の数を制限する区域のうち市街化区域を除く区域	鳥獣の保護を図る区域
⑥鳥獣保護区のうち市街化区域を除く区域	
⑦鳥獣保護区特別保護地区	
⑧広瀬川特別環境保全区域	優れた自然的環境を形成していると認められ、現在の環境を保全することが特に必要な区域

### (①～③の区域での具体的な影響の例示)

区域内に太陽光発電施設を設置した場合、設置そのものが土砂災害等のリスクを増大させるおそれがあります。また、区域内で土砂災害が発生した場合、施設が破損・崩落・流出等し、下流域の住民に著しい危険を及ぼすおそれがあります。

### (④の区域での具体的な影響の例示)

太陽光発電施設を構成する太陽電池は、破損してもなお太陽光を電気に変換し続けるという特徴があるため、土砂災害が発生により、区域内に多量の土砂等が流入し、太陽光発電施設が破損・流出した場合、破損した太陽光発電施設による感電等が発生し、周辺の住民に著しい危険を及ぼすおそれがあります。

### (⑤⑥⑦⑧の区域での具体的な影響の例示)

区域内に太陽光発電施設を設置する場合、工事中や設置後における樹木の伐採や水面の埋立てによる採餌場の消失、営巣地点の減少など、希少動植物の保全を図ることが困難になるおそれがあるほか、広瀬川周辺地域の優れた自然環境や景観に影響を及ぼす可能性があります。



## 【参考】設置規制区域に関連する法令等について

### ○地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）

（地すべり防止区域の指定）

第三条 主務大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係都道府県市長の意見をきいて、地すべり区域（地すべりしている区域又は地すべりするおそれのきわめて大きい区域をいう。以下同じ。）及びこれに隣接する地域のうち地すべり区域の地すべりを助長し、若しくは誘発し、又は助長し、若しくは誘発するおそれのきわめて大きいもの（以下これらを「地すべり地域」と総称する。）であつて、公共の利害に密接な関連を有するものを地すべり防止区域として指定することができる。

### ○急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）

（急傾斜地崩壊危険区域の指定）

第三条 都道府県市長は、この法律の目的を達成するために必要があると認めるときは、関係市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）の意見をきいて、崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないようにするため、第七条第一項各号に掲げる行為が行なわれることを制限する必要がある土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定することができる。

### ○砂防法（明治30年法律第29号）

第二条 砂防設備ヲ要スル土地又ハ此ノ法律ニ依リ治水上砂防ノ為一定ノ行為ヲ禁止若ハ制限スヘキ土地ハ国土交通大臣之ヲ指定ス

### ○砂防指定地等管理条例（平成15年宮城県条例第42号）

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 砂防指定地法第二条の規定により国土交通大臣が指定した土地をいう。

### ○土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）

（土砂災害特別警戒区域）

第九条 都道府県市長は、基本指針に基づき、警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第四号に規定する居室をいう。以下同じ。）を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）として指定することができる。

## ○鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）

（対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限）

第十二条 環境大臣は、国際的又は全国的に特に保護を図る必要があると認める対象狩猟鳥獣がある場合には、次に掲げる禁止又は制限をすることができる。

- 一 区域又は期間を定めて当該対象狩猟鳥獣の捕獲等を禁止すること。
- 二 区域又は期間を定めて当該対象狩猟鳥獣の捕獲等の数を制限すること。
- 三 当該対象狩猟鳥獣の保護に支障を及ぼすものとして禁止すべき猟法を定めてこれにより捕獲等をするを禁止すること。

2 都道府県知事は、当該都道府県の区域内において特に保護を図る必要があると認める対象狩猟鳥獣がある場合には、前項の禁止又は制限に加え、同項各号に掲げる禁止又は制限をすることができる。

（鳥獣保護区）

第二十八条 環境大臣又は都道府県市長は、鳥獣の種類その他鳥獣の生息の状況を勘案して当該鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるときは、それぞれ次に掲げる区域を鳥獣保護区として指定することができる。

- 一 環境大臣にあつては、国際的又は全国的な鳥獣の保護のため重要と認める区域
- 二 都道府県市長にあつては、当該都道府県の区域内の鳥獣の保護のため重要と認める区域であつて、前号に掲げる区域以外の区域

（特別保護地区）

第二十九条 環境大臣又は都道府県市長は、それぞれ鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため特に必要があると認める区域を特別保護地区として指定することができる。

## ○都市計画法（昭和43年法律第100号）

（区域区分）

第七条 都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため必要があるときは、都市計画に、市街化区域と市街化調整区域との区分（以下「区域区分」という。）を定めることができる。ただし、次に掲げる都市計画区域については、区域区分を定めるものとする。

- 一 次に掲げる土地の区域の全部又は一部を含む都市計画区域
  - イ 首都圏整備法第二条第三項に規定する既成市街地又は同条第四項に規定する近郊整備地帯
  - ロ 近畿圏整備法第二条第三項に規定する既成都市区域又は同条第四項に規定する近郊整備区域
  - ハ 中部圏開発整備法第二条第三項に規定する都市整備区域

二 前号に掲げるもののほか、大都市に係る都市計画区域として政令で定めるもの

2 市街化区域は、すでに市街地を形成している区域及びおおむね十年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域とする。

3 市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域とする。

## ○広瀬川の清流を守る条例（昭和49年仙台市条例第39号）

（保全区域の指定）

第八条 市長は、広瀬川の清流を守るため、次の各号に掲げる保全区域を指定することができる。

一 環境保全区域

二 水質保全区域

2 環境保全区域は、広瀬川の流水域及びこれと一体をなして良好な自然的環境を形成していると認められる区域とする。

3 水質保全区域は、排出水の水質を規制する必要があると市長が認める区域とする。

4 市長は、第一項の規定により保全区域を指定しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聞かなければならない。

5 市長は、保全区域を指定したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

6 前二項の規定は、保全区域の指定の解除及び変更について準用する。

### ○広瀬川の清流を守る条例施行規則（昭和51年仙台市規則第26号）

（環境保全区域の区分）

第十条 環境保全区域を次の各号に掲げる区域に区分する。

一 特別環境保全区域 優れた自然的環境を形成していると認められる区域で現在の環境を保全することが特に必要なもの

二 第一種環境保全区域 良好な自然的環境を維持していると認められる区域及び特別環境保全区域に隣接している区域で、その自然的環境と一体性を持たせることが特に必要なもの

三 第二種環境保全区域 特別環境保全区域及び第一種環境保全区域以外の区域

**【参考】設置規制区域の確認方法**

事業区域の全部又は一部が設置規制区域内にあるかどうかについては、インターネットを活用して確認するほか、詳細な区域については事前に下記の担当部署へ確認を行ってください。

なお、各区域を所管する部署は、下記のとおりです。

設置規制区域名等	問い合わせ先	インターネット上での確認方法
地すべり防止区域	宮城県土木部仙台土木事務所行政 第二班 022-297-4118	宮城県砂防総合情報システム（MIDSKI）： <a href="https://www.doshasaigai.pref.miyagi.jp/midski/">https://www.doshasaigai.pref.miyagi.jp/midski/</a> 告示図書： <a href="https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sabomizusi/kasyo.html">https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sabomizusi/kasyo.html</a> ※宮城県砂防総合情報システム（MIDSKI）及び告示図書に関するお問い合わせは、宮城県土木部防災砂防課砂防・傾斜地保全班 022-211-3232 へお願いします。
急傾斜地崩壊危険区域		
砂防指定地		
土砂災害特別警戒区域		
①狩猟鳥獣（イノシシを除く）の捕獲等を禁止し、又は捕獲等の数を制限する区域 ②鳥獣保護区 ③鳥獣保護区特別保護地区	宮城県環境生活部自然保護課野生生物保護班 022-211-2673	宮城県ホームページ： <a href="https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sizenhogo/r5ichizu.html">https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sizenhogo/r5ichizu.html</a>
上記①②のうち、市街化区域を除く区域	仙台市都市整備局都市計画課計画調整係 022-214-8294	仙台市都市計画情報インターネット提供サービス： <a href="https://www2.wagmap.jp/sendai_tokei/Portal">https://www2.wagmap.jp/sendai_tokei/Portal</a>
広瀬川特別環境保全区域	仙台市建設局百年の杜推進課広瀬川創生係 022-214-8327	仙台市都市計画情報インターネット提供サービス： <a href="https://www2.wagmap.jp/sendai_tokei/Portal">https://www2.wagmap.jp/sendai_tokei/Portal</a>

※最新のホームページを参照するようご注意ください。

## (8) 維持管理等

維持管理等とは、太陽光発電施設及び事業区域を正常な状態に保つための点検や運転を指し、主に次の事項が該当します。

<維持管理等に該当する行為の例>

	現地で行うもの	遠隔で行うもの
太陽電池モジュール・ パワーコンディショナー・ その他附属施設（電気関係）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目視点検（破損・故障・不具合等がないか、写真撮影や報告書作成を含む。以下同様。）</li> <li>・ 数値測定</li> <li>・ モジュール清掃</li> <li>・ 修繕</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発電量等の数値の把握及び発電効率の解析（持続可能な発電事業の実施のための調査）</li> <li>・ 発電量が低下している場合の要因の探索</li> </ul>
フェンス・標識	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目視点検</li> <li>・ 修繕</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監視カメラによる目視点検（人畜の出入りがないか）</li> <li>・ 相談対応（異常があることがわかったら緊急時対応へ）</li> </ul>
敷地・周辺環境（発電設備設置場所までの通路を含む）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目視点検（落下物等の確認及び管理）</li> <li>・ 雑草対策（草刈り、除草剤散布、又は除草シート敷設など）</li> <li>・ 用水路、調整池の清掃</li> </ul>	

具体的な実施内容とその方法については、「太陽光発電システム保守点検ガイドライン」など、民間団体が作成したガイドライン等を参考にすると有益です。

ホームページ：<http://www.jema-net.or.jp/Japanese/res/solar/20191227.html>

※最新版を参照するようご注意ください。

### 第三条 市の責務

(市の責務)

第三条 市は、第一条の目的を達成するため、必要な措置を適切かつ円滑に講ずるものとする。

地域と共生する太陽光発電事業の普及促進に寄与するため、市が必要な措置を適切かつ円滑に講ずることを規定しています。

## 第四条 事業者の責務

(事業者の責務)

第四条 事業者は、太陽光発電事業を円滑かつ確実にを行うために必要な関係法令の規定を遵守しなければならない。

2 事業者は、太陽光発電施設の設置に当たり、地域住民に対する情報提供、維持管理等に係る実施体制の構築、撤去の適正な実施その他の規則で定める必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(事業者が講ずるよう努める措置)

第四条 条例第四条第二項の規則で定める必要な措置は、次に掲げる措置とする。

- 一 計画作成の初期の段階から十分な情報提供を行う等、太陽光発電事業について地域住民等の理解を得られるよう、必要な措置を講ずること
- 二 防災、水源の涵養、環境保全及び景観保全の観点から、太陽光発電施設の設置に当たり適正な土地の選定、開発計画の策定並びに設計及び施工を行うこと
- 三 太陽光発電施設の設置の工事により発生する騒音、振動、排水、臭気、粉じん、廃棄物等が、地域住民等及び周辺地域の環境に影響を与えないよう、適正な措置を講ずること
- 四 太陽光発電施設の撤去に伴い発生する廃棄物の処理に要する費用その他太陽光発電事業の廃止に要する費用を、事業開始当初から、計画的に積み立てる等の方法により確保すること
- 五 大規模事業者以外の事業者にあつては、太陽光発電施設の設置の工事に着手する日から当該太陽光発電施設を撤去する日までの間、損害賠償責任保険に加入すること
- 六 大規模事業者以外の事業者にあつては、太陽光発電施設の設置の工事に着手する日から当該太陽光発電施設を撤去する日までの間、地震又は津波に起因して生じた当該太陽光発電施設に係る損害を填補する保険又は共済に加入すること
- 七 太陽光発電施設から発する稼働音、電磁波、反射光等が地域住民等及び周辺地域の環境に影響を与えないよう、適正な措置を講ずること
- 八 太陽光発電施設の安全、防災、水源の涵養、環境保全及び景観保全の観点から講ずる対策が、計画どおり適正に実施されているかを随時確認し、災害の防止並びに自然環境及び地域住民等への配慮を行うこと
- 九 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第十六条第一項の規定により同法第二条第四項に規定する電気事業者が行う同条第一項に規定する再生可能エネルギー電気の調達を終了した後も、可能な限り太陽光発電施設を使用して太陽光発電事業を継続すること
- 十 太陽光発電事業を廃止した後は、太陽光発電施設を速やかに撤去し、撤去により生じた廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）その他関係法令に従い、適正に処理するとともに、当該太陽光発電施設を撤去した後の土地について、防災、水源の涵養、環境保全及び景観保全の観点から必要な措置を講ずること

## (1) 関係法令の遵守

事業者は、条例や規則を遵守するのはもちろんのこと、太陽光発電施設の設置に係る様々な関係法令についても遵守してください。事業者の責任において、法令を所管する行政機関へ問い合わせをするなど、手続が必要か否か確認する必要があります。

あわせて、環境省が策定している「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」や資源エネルギー庁が策定している「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」についても、本条例に基づく許可申請や事業計画の届出に際して、必要に応じて、その遵守状況等について説明を求めることがあります。条例第4条第2項の規定は、これらのガイドラインの規定と一部同様の趣旨を示しているものがあるため、不足・不備等があると認められる場合は、本条例に基づき助言・指導等を行うことがありますので、ご注意ください。

また、一定の規模以上の事業については環境影響評価制度の対象となるほか、本市では「森林地域における太陽光発電事業の環境配慮に関する指導方針」を策定し、森林伐採を伴う事業については、より小規模な事業も環境影響評価制度の対象としていますので、規模要件等をご確認のうえ、事業計画の早期段階から、適切な環境配慮を検討してください。

なお、遵守すべき関係法令については、宮城県ホームページにて一覧を示していますので、参考にしてください。

宮城県ホームページ：

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/saisei/renewable-energy-llmiyagi.html>

## (2) 講ずるよう努める措置

条例の目的である地域と共生する太陽光発電の普及促進のためには、災害発生の防止以外にも、市民の安全で安心な生活環境の確保や動植物の保護、自然環境の保全に配慮していく必要があります。

このため、事業者が特に必要な措置を講ずるよう努めなければならない事項について以下を規定しています。努力義務ではありますが、合理的な理由なく、義務の履行が成されない場合等は、本条例に基づく指導等の対象となりますので、十分ご注意ください。

それぞれの事項については、事業計画策定ガイドラインや、環境配慮ガイドラインにも記載されています。

### ① 地域住民等への情報提供

事業者は、防災、環境、景観等について地域住民等が不安を抱かないよう、事業を実施しなければなりません。

このため、計画の初期段階から地域住民等に事業の十分な情報提供や意見交換を行い、地域を理解し、地域から理解され、良好な関係を築くよう努めなければなりません。

地域住民等の理解を得るためには、太陽光発電施設の計画段階から施工、事業実施、撤去・廃棄に至るそれぞれの段階で十分に情報提供を行ってください。地域住民等への説明については、P.28「[第六条 地域住民等への説明](#)」も参照してください。



## ② 適正な土地の選定

太陽光発電施設の設置に当たって、条例では、設置規制区域を規定していますが、これらの区域に該当していなければ、どこにでも設置して良いわけではありません。防災や水源の涵養、環境保全、景観保全の観点から適切な土地を選定することが極めて重要です。

また、事業計画の策定に当たっては、法面保護、法面排水、地下水排水、がけ崩れ対策等、利用する土地の形状、形質に対応した適切な設計、施工を行ってください。

動植物の保護に関しては、重要種の生育・生息が確認される場合には、その生育群における開発の回避や必要に応じた移植等を行ってください。

環境保全に関しては、土砂の流出による河川や水路等、景観に関しては、自然景観、歴史・文化的景観、眺望景観、町並み景観、田園風景等に配慮してください。

## ③ 設置工事時の周辺環境への配慮

太陽光発電施設の施工に当たっては、電気事業法や建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、労働安全衛生法等の関係法令を遵守する必要があります。

このほか、工事により発生する騒音、振動、排水、臭気、粉じん及び廃棄物等が、地域住民等及び周辺の環境に影響を与え、トラブルを引き起こす可能性もありますので、そのような事態にならないよう、十分に配慮する必要があります。

## ④ 廃棄費用の積立て

F I T制度等を活用している事業者の多くは、調達期間終了日から起算して10年前の日以降、最初の検針日から外部積立てが開始されます。しかし、何らかの不測の事態により、外部積立てが開始される前に事業を継続できなくなり、太陽光発電施設を撤去することとなる場合も想定されます。また、F I T制度等を活用していない場合は外部積立ての制度の対象外となっています。

このため、事業開始時点から緊急時の廃棄費用を想定した上で計画的に廃棄費用の積立てを行うよう努めてください。積立ての方法等は、資源エネルギー庁が策定している「廃棄等費用積立ガイドライン」を参照してください。

## ⑤ 保険への加入

近年の激甚化する災害により、太陽光発電施設が被害を受ける可能性も十分に想定されます。また、何らかの不測の事態により、第三者に被害を与え、賠償責任を負う可能性もあります。そういった事態に備え、損害賠償責任保険や火災・地震保険に加入してください。

なお、条例施行期日（令和5年10月1日）以降に工事着手する大規模事業者については、加入は義務となります。詳細はP.60「[第十六条 大規模事業者の保険又は共済への加入](#)」を参照してください。

また、増設等により出力が1,000kW以上となる事業者は、変更工事を行う日から損害賠償責任保険に加入しなければなりません。許可申請や届出の際に加入予定の保険について記載してください。さらに、変更後の運転開始までに、損害賠償責任保険、火災、地震保険への加入を証明する書類を提出してください。保険への加入の他、大規模事業者の義務となる財務計算に関する諸

表の提出については、P. 58「[第十五条（6）財務計算に関する諸表の提出](#)」を参照してください。

#### ⑥ 運転開始後の施設の管理及び周辺環境への配慮

太陽光発電事業を継続的かつ適切に実施するためには、太陽光発電施設の安全確保、発電性能維持のみでなく、周辺環境や地域住民等に対して危険が及んだり生活環境を損なったりすることがないように配慮が必要です。

設置者が随時確認を行うべき事項としては、以下のような例が挙げられます。異常等が確認された場合、適宜対策を講じてください。

- ・排水計画や土砂流出の防止対策の状況
- ・野生鳥獣による被害の防止対策の状況（雑草、雑木対策等）
- ・市町村、地域住民等への連絡体制の確保状況
- ・太陽光発電施設の運転状況
- ・太陽電池モジュールの設置状況（架台に設置するねじのゆるみ等）
- ・設置した柵塀及び標識の状態 等

また、住宅地等に隣接して設置される太陽光発電施設においては、パワーコンディショナーから発せられる稼働音による騒音の他、電磁波による電波障害が発生する場合があります。更に、太陽電池モジュールからの反射光により、光害が発生する場合があります。このため、太陽光発電施設的设计段階において、これらの影響が発生しないよう適切な措置を講ずる必要があります。

太陽光発電事業を開始した後に、地域住民等から事業に関する苦情や意見等の申出があった場合には、適切かつ丁寧に対応する必要があります。

#### ⑦ 発電事業の継続

太陽光発電施設は、適切に運転されれば、再エネ特措法に基づく調達期間（最長20年）を終了した後も、必要な設備を更新しつつ、当該施設を活用して発電を継続できると想定されています。2050年の脱炭素社会の実現に向け、再生可能エネルギーの普及拡大が求められる中、太陽光発電施設についても、適宜設備を更新することなどにより、可能な限り事業を継続するよう努めることが求められます。

#### ⑧ 事業廃止後の適正な措置

事業廃止後の発電設備の管理に際して、感電防止の観点から、第三者がみだりに発電設備に近づかないよう、適切な措置を講じた上で、発電設備の撤去及び処分を可能な限り速やかに行ってください。くれぐれも、事業廃止後に放置され、地域住民等の不安や不満を招くことのないようご留意ください。

太陽光発電施設を撤去した後の土地については、土砂流出等がないよう安全対策を行い、自然環境や景観等に配慮し、原状回復、植林等の必要な措置を講じてください。

発電設備を撤去・処分する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令を遵守するほか、環境省が策定する「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」を参照し、リユース・リサイクルに努めた上で、適正な処理を行ってください。

設備の撤去などに関して、市や地域住民等と合意した事項がある場合、当該合意事項に従い責任をもって対応してください。

## 第五条 土地の所有者等の責務

(土地の所有者等の責務)

第五条 土地の所有者及び占有者は、災害の発生を助長し、又は良好な自然環境若しくは生活環境を損なうおそれのある事業者に対して、当該土地を使用させることのないように努めなければならない。

土地所有者及び占有者の責務として、災害の発生を助長し、又は良好な自然環境若しくは生活環境を損なうおそれのある事業者に対して、当該土地を使用させることのないように努めなければならないことを定めています。

## 第六条 地域住民等への説明

(地域住民等への説明等)

第六条 次条の許可を申請しようとする者又は第十二条の規定による届出をしようとする者（以下「設置許可申請者等」という。）は、あらかじめ、当該申請等に係る事業区域の全部又は一部をその区域に含む地縁による団体（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第一項に規定する地縁による団体をいう。）の区域に居住する者及び太陽光発電事業の実施により自然環境、生活環境又は景観その他の地域環境に著しい影響を受けるおそれがある地域に居住する者（以下これらを「地域住民等」という。）に対し、太陽光発電事業の計画（以下「事業計画」という。）の内容を説明しなければならない。この場合において、設置許可申請者等は、地域住民等の理解を得るよう努めなければならない。

- 2 事業者及び設置許可申請者等は、地域住民等の意見を踏まえ、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 前二項の規定は、事業計画を変更する場合に準用する。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

(地域住民等への説明を要しない事業計画の軽微な変更)

第五条 条例第六条第三項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 事業者の住所又は氏名（法人にあってはその名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）の変更
- 二 設置規制区域内で太陽光発電事業を行う理由の変更
- 三 工事の着手若しくは完了、太陽光発電施設の運転の開始又は太陽光発電事業の廃止に係る予定年月日の変更
- 四 維持管理等計画の公表方法の変更
- 五 関係法令に基づく手続の状況の変更
- 六 その他環境局長が不要と認める軽微な変更

### (1) 地域住民等への説明

設置許可申請者等は、太陽光発電事業の実施により自然環境、生活環境又は景観その他の地域環境に影響を受けるおそれがある地域に住む地域住民等に、事業計画作成の初期の段階から、事業計画の内容を説明しなければなりません。また、地域住民等からの意見を踏まえて、計画を見直す等、必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。近隣に住民がいないような場合でも、事業区域の下流の住民が使用している井戸水の水源が付近にあるなど、関係する地域環境に影響を生じる可能性がありますので、幅広い観点で検討することが重要です。

なお、事業計画を変更した場合にも、同様の対応をとる必要があります。

## (2) 説明の対象となる地域住民等

設置許可申請者等は、地域住民等との良好な関係構築を図るに当たり、事業計画作成の初期の段階で市や事業区域に隣接する市町村等に相談し、配慮すべき地域住民等の範囲について助言を受け、自ら把握してください。

説明の対象者は、事業区域が所在する町又は字の区域に居住する住民やその町内会のほか、事業実施により自然環境、生活環境、景観等に著しい影響を受けるおそれがある地域に居住する住民（例として、事業区域に隣接する町内会の住民など）も含まれます。事業実施により影響を及ぼすか否かは、設置する太陽光発電施設の規模や立地の状況等により個別に考える必要があります。

## (3) 説明の方法

地域住民等へ説明を行う具体的な方法は、次の①～③を参考に、太陽光発電施設の規模や地域住民等の人数等を勘案した上で決定してください。

なお、地域住民等の意見を踏まえ、事業計画の一部を変更する等の対応が必要となる場合もありますので、事業の計画を立案・変更した場合にはできるだけ早期に地域住民等への説明を行う必要があります。

### ① 説明会の開催

- ・開催場所は、公民館等の地域住民等が参集しやすい場所とします。
- ・開催日時は、夜間・休日等、地域住民等が参集しやすい日時とします。
- ・開催回数の検討に当たっては、地域住民等の人数、開催場所の規模等を考慮してください。
- ・説明会の周知は、町内会の回覧、ポスティング等を活用し、漏れなく行ってください。

### ② 個別説明

- ・個別に住民宅を訪問し、直接説明を行ってください。
- ・住民が不在の場合にも、曜日や時間を変えて複数回訪問するなど、説明の機会の確保に努めてください。
- ・どうしても直接の説明ができない場合は、その旨を記録した上で、書面等、他の方法によるコミュニケーションを図ってください。

### ③ その他

- ・町内会等の回覧、ポスティング等による情報提供を行ってください。
- ・事前にホームページアドレス等を周知した上で、インターネットの活用を図ってください。インターネットの利用が難しい方々への対応にも留意してください。
- ・回覧、ポスティング、インターネット等の活用の際には、問い合わせ先の電話番号等を明示し、地域住民等からの質問・申出等に適切に対応できるようにしてください。

## (4) 関係法令に規定される住民説明との関係について

本条例の他にも、太陽光発電施設の設置や設置に係る開発行為を行うに当たって住民説明を義務付けている関係法令があります。それらの法令に規定する住民説明と本条例に規定する地域住民等への説明を一体で行うことも可能です。

### (5) 地域住民等への説明の内容及び講ずべき措置

事業者は、地域住民等に対して、太陽光発電事業の計画をフォトモンタージュ（合成写真による完成予想図）や図表など分かりやすい説明を用いて丁寧に説明し、理解が得られるよう努めなければなりません。このほか、地域住民等の意見を踏まえて、必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。

地域住民等への説明や講ずべき措置に不足や不備等があると認められる場合には、本条例に基づき、指導・助言等を行い、正当な理由なく従わない場合には勧告や措置命令、公表が行われ、最終的に、FIT制度等による事業認定の取消となる場合も想定されますので、特にご留意ください。

(説明項目)	(必要な措置の例)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業計画（施設の設置から維持管理、事業廃止後について）</li> <li>・ 環境及び景観に及ぼす影響の評価等</li> <li>・ 維持管理等計画</li> <li>・ 緊急時の対応（管理者の連絡先）</li> <li>・ 太陽光発電施設を設置することによる地域へのメリット</li> <li>・ その他、地域住民等の求める情報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災、環境、景観への対策の強化</li> <li>・ 地域住民等との協定締結（維持管理の方法、事業譲渡する場合の対応など）</li> </ul>

### (6) 地域住民等への説明の記録

説明内容や、説明会の出席者、地域住民等から寄せられた意見や質問、それに対して行う措置などは、設置許可申請書（様式第1号）や事業計画届出書（様式第8号）を提出する際の添付資料として、地域住民等説明実施記録（別紙2）に記載し市に提出する必要があります。

地域住民等説明実施記録（別紙2）に記載等していただきたい事項は以下のとおりです。

説明の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 説明会の開催なのか、対面による実施なのか、文書等の配布なのか</li> <li>※対面による説明を行わなかった場合、その理由</li> <li>・ 説明に用いた資料</li> </ul>
説明の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 説明の内容</li> <li>・ 地域住民等からの質問や意見等</li> <li>・ 地域住民等からの質問や意見等に対する回答</li> <li>・ 説明実施後に講ずる措置、当初計画からの変更点</li> </ul>

### (7) 事業計画変更時の住民説明

次に掲げる項目以外の事項を変更する場合は、事業計画作成時と同様に、(1) から (6) までの手続を行ってください。なお、地域住民等説明実施記録（別紙2）は事業変更許可申請書（様式第2号）又は事業計画変更届出書（様式第10号）に添付して提出してください。

○住民説明を不要とする軽微な変更

- ・住所又は氏名（法人にあってはその名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）※
- ・事業名称
- ・設置規制区域内で事業を行う理由
- ・工事の着手若しくは完了、太陽光発電施設の運転の開始又は太陽光発電事業の廃止に係る予定年月日
- ・維持管理等計画の公表方法
- ・関係法令に基づく手続の状況
- ・加入保険会社の内容等

※太陽光発電事業の全部が譲渡、相続、合併もしくは分割され、その地位を承継した場合については、地位の承継 P. 62 [（「第十七条 地位の承継」）](#) に当たりますので、特段の理由がある場合を除き、原則として住民説明が必要です。



## 第七条 設置規制区域への設置

(設置規制区域内への設置)

第七条 太陽光発電施設の全部又は一部が設置規制区域内にある太陽光発電施設の設置をしようとする者は、当該太陽光発電施設の設置の工事に着手する前に、市長の許可を受けなければならない。

(設置許可の申請)

第六条 設置許可を受けようとする者は、設置許可申請書に次に掲げる書類を添えて、これらを市長に提出しなければならない。

- 一 申請に係る太陽光発電施設の位置図、区域図、配置図及び構造図
- 二 木竹の伐採又は土地の形質の変更をしようとする場所を明確にした平面図及び縦横断図（木竹の伐採又は土地の形質の変更を行う場合に限る。）
- 三 擁壁の構造図（擁壁を設置する場合に限る。）
- 四 排水計画に係る平面図
- 五 現況の写真
- 六 維持管理等計画
- 七 その他環境局長が必要と認める書類

### (1) 設置規制区域への設置

事業計画の策定等に当たっては、設置規制区域に該当しない土地を選定してください。

やむを得ない事情により設置規制区域に太陽光発電施設を設置する必要がある場合には、規則第6条に定める設置許可申請書（様式第1号）を提出し、許可基準に該当しているか否かの審査を経て、設置許可を受けなければなりません。

なお、設置規制区域に近接する区域において太陽光発電施設の設置計画を策定しなければならない場合であっても、設置規制区域に影響を与えない（設置規制区域に影響を及ぼすような木竹の伐採や土地の形質の変更等を行わない）計画とするよう、必要な措置を講じてください。

### (2) 設置許可申請書の提出

設置許可申請書を提出する場合は、必ず事前に相談の上、申請書は原則として持ち込みにてご提出ください。事前相談先、提出先等は以下のとおりです。

- ①提出先：仙台市青葉区二日町 6-12 MSビル二日町 4階  
仙台市環境局環境部環境企画課  
電話番号：022-214-8219 FAX：022-214-0580  
e-mail：taiyoko-jorei@city.sendai.jp

②提出部数：

2部（正本1部、電子データ1部）

※ 事業者は別途控えを保管してください。

※ 電子データは、Eメールで送付いただくかCD-R等の媒体に保存したものを提出してください。

### ③添付書類

設置許可申請書(様式第1号)には、規則に掲げる書類を添付し、事業区域の位置や太陽光発電施設の配置状況、設置許可基準を満たすために講じる措置等を明示してください。添付書類の詳細は下表のとおりです。

書類の種類	縮尺	明示すべき事項等
1 位置図	1/10,000 以上	(1) 方位 (2) 事業区域の位置 (3) 周辺の土地利用及び地形の状況 (4) 周辺の道路、市街地、集落地及び主要公共施設の位置及び名称 (5) 事業区域内において排出される雨水の流出又は河川への経路 (6) 関係法令に基づく規制区域等
2 事業区域図	1/2,500 以上	(1) 方位 (2) 事業区域の境界 (3) 土地の形状 (4) 市町村界 (5) 市町村の区域内の町、字等の境界 (6) 事業区域及び事業区域に隣接する土地の地番、土地に関する権利の種別及びその権利者の氏名又は名称並びに当該土地に存する建築物に関する権利の種別及びその権利者の氏名又は名称 (7) 現況写真との照合符号及び撮影方向
3 配置図	1/1,000 以上	(1) 方位 (2) 事業区域の境界 (3) 道路及び目標となる地物 (4) 工作物の位置、形状及び寸法 (5) 事業区域内に保全する森林等の位置、形状及び面積 (6) 事業区域内の植栽計画 (7) 事業区域内の塀、柵、擁壁等の位置及び形状

<p>4 造成計画平面図及び縦横断面図</p> <p>(木竹の伐採又は土地の形質の変更を行う場合に限る)</p>	<p>1/1,000 以上</p>	<p>(1) 方位 (2) 事業区域の境界 (3) 切土又は盛土(以下「切土等」という。)を行う土地の位置及び形状 (4) 切土等を行った後の地盤面の計画高 (5) 崖又は擁壁の位置 (6) 法面の保護の方法 (7) 縦横断線の位置</p>
<p>5 擁壁構造図</p> <p>(正面図 平面図 側面図 断面図 配筋図)</p> <p>(擁壁を設置する場合に限る)</p>	<p>1/50 以上</p>	<p>(1) 擁壁の寸法及び勾配 (2) 擁壁の材料の種別及び寸法 (3) 裏込めコンクリートの寸法 (4) 透水層の位置及び寸法 (5) 水抜穴の位置、材料及び内法寸法 (6) 擁壁を設置する前後の地盤面 (7) 基礎地盤の地質 (8) 基礎ぐいの位置、材料及び寸法 (9) 安定計算書</p>
<p>6 排水計画に係る平面図</p> <p>(正面図 平面図 側面図 断面図)</p>	<p>1/500 以上</p>	<p>(1) 排水区域の区域界 (2) 排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配、水の流れの方向、吐口の位置及び放流先の名称 (3) 排水計画流量計算書</p>
<p>7 太陽光発電施設の構造図</p> <p>(正面図 平面図 側面図 断面図)</p>	<p>1/50 以上</p>	<p>(1) 太陽光発電施設の位置、寸法及び構造方法並びに材料の種別及び寸法 (2) 基礎ぐいを含めた太陽光発電施設の断面</p>
<p>8 現況写真</p>		<p>(1) 事業区域内及び事業区域周辺の状況が分かるカラー写真 (2) 太陽光発電施設及び工作物付近の地形や周辺状況が判明する写真</p>

<p>9 維持管理等計画書 (別紙3)</p>		<p>(1) 維持管理等の基本事項  (2) 維持管理等の実施体制  (3) 維持管理等の内容  (4) 土砂災害その他の災害が発生する恐れがある場合に、それを防止するために講ずる措置の内容及びその実施体制  (5) 土砂災害その他の災害により太陽光発電施設が損壊し、又は事業区域若しくは周辺地域の環境の保全上の支障が生じた場合に講ずる措置の内容及びその実施体制</p>
<p>10 その他環境局長が必要と認める書類</p>		<p>(1) 関係法令手続状況 (別紙1)  (2) 地域住民等説明実施記録 (別紙2)  (3) 規則第4条の措置を講じていることを証する書類  (「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」に基づくチェックシート)  (4) 関係法令の手続に関する書類 (收受印の押された届出書の写し、許認可証等の写しなど)  (5) 再エネ特措法第9条第4項に基づく認定通知書  ※認定を受けている場合に限る  (6) 動植物に関する調査報告及び配慮事項を示した書類  ※規則第3条で定める区域を含む場合に限る  (7) 広瀬川の清流を守る条例に基づく許可通知書の写し  ※条例第2条第7号チで定める区域を含む場合に限る  (8) 事業者を確認するための書類  (個人にあつては住民票 (本籍地 (外国人にあつては、国籍) が記載されたものに限る。)、法人にあつては登記事項証明書)  (9) 事業区域及びこれに隣接する土地について確認するための書類  (事業区域及びこれに隣接する土地に係る土地の登記事項証明書、事業区域に係る土地の公図の写し並びに借地等の場合は所有者の同意書)  (10) 工事工程表及び施工体系図  (11) 委任状 (代理者が手続を行う場合)</p>

※これらの書類の他にも、必要と認められる場合は追加で提出を求めることがあります。

※必要に応じて複数の図書を一つにまとめることや、一つの図書を別図に分割することが可能です。

## 第八条 設置許可

(設置規制区域内における設置許可)

第八条 市長は、前条の許可（以下「設置許可」という。）の申請があった場合は、当該申請に係る太陽光発電施設が規則で定める基準に適合すると認められるときに限り、これを許可するものとする。

- 2 市長は、設置許可をする場合においては、この条例の施行に必要な限度において、条件を付することができる。
- 3 前条の規定は、設置規制区域の変更により事業区域の全部又は一部が設置規制区域内にあることとなる前に太陽光発電施設の設置の工事に着手した場合には、適用しない。
- 4 設置許可は、設置規制区域の変更により事業区域の全部が設置規制区域外にあることとなったときは、その効力を失う。この場合における当該事業区域内にある太陽光発電施設については、第十二条の規定による届出があったものとみなす。

(設置規制区域内における設置許可の基準)

第七条 条例第八条第一項の規則で定める基準は、太陽光発電施設の設置に当たり関係法令による許認可等を必要とする場合は、当該許認可等を受けていることのほか、次の各号の場合の区分に応じ、当該各号に定める要件を満たすこととする。

- 一 事業区域に条例第二条第七号イ、ロ及びニに掲げる区域のいずれかが含まれる場合 申請に係る太陽光発電施設の設置により、設置規制区域内において想定される土砂災害その他の災害の発生を助長するおそれがないことが明らかであると認められること
- 二 事業区域に条例第二条第七号ハに掲げる区域が含まれる場合 次のいずれかを満たすと認められること
  - イ 設置規制区域内において想定される土砂災害その他の災害による太陽光発電施設の損壊等のおそれがないことが明らかであること
  - ロ 設置規制区域内において想定される土砂災害その他の災害による太陽光発電施設の損壊等が生じた場合においても、人的被害、人家等の建物への被害、避難経路の遮断又は避難施設等への被害のおそれがないことが明らかであること
- 三 事業区域に条例第二条第七号ホからトまでに掲げる区域のいずれかが含まれる場合 次のいずれにも該当すると認められること
  - イ 太陽光発電施設に係る設置の工事の施工方法及び配置が生態系の維持に配慮したものであること
  - ロ 太陽光発電施設の設置に伴い木竹の伐採又は土地の形質の変更をしようとするときは、必要最小限度のものであること
- 四 事業区域に条例第二条第七号チに掲げる区域が含まれる場合 申請に係る太陽光発電施設が、広瀬川の清流を守る条例施行規則（昭和五十一年仙台市規則第二十六号）第十四条で定める特別環境保全区域に係る許可の基準を満たすこと

## (1) 太陽光発電施設の設置許可の基準

設置許可を受けるためには、太陽光発電施設の設置に当たり関係法令による許認可等を必要とする場合は、当該許認可等を受けていることのほか、その設置場所に応じ、規則で示した基準を満たす必要があります。

①	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地すべり防止区域</li> <li>・ 急傾斜地崩壊危険区域</li> <li>・ 砂防指定地</li> </ul>
	<p><b>【規則第7条第1号】</b></p> <p>設置規制区域である地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域又は砂防指定地は、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律又は砂防法により、土砂災害等の発生のおそれがある区域として定められています。</p> <p>そうした区域に太陽光発電施設の設置等を行う場合、木竹の伐採や土地の形質の変更等に伴い、土砂災害等の発生を助長するおそれがあります。</p> <p>こうした事態の発生を防ぐため、事業者は、土地の状況や設置工事が設置規制区域に及ぼす影響などから、当該設置規制区域に太陽光発電施設を設置しても、土砂災害の発生を助長するおそれがないことが明らかであることを示してください。</p> <p>設置規制区域において太陽光発電施設を設置する場合、条例とは別に、地すべり等防止法、砂防法等の既存法令による許可が必要な場合があります。許可が必要となる場合には適切に手続を行い、許可を得てください。具体的な手続については、担当部署（P.20 参照）に確認してください。</p> <p>なお、設置規制区域の根拠となる既存法令について、その許可手続を要さない場合には、その理由を明確に示していただく必要があります。</p>
②	土砂災害特別警戒区域
	<p><b>【規則第7条第2号イ】</b></p> <p>土砂災害特別警戒区域とは、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律により、土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動に対して住民の生命または身体に著しい危害を生ずるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることのできる力の大きさを上回る区域として定められています。</p> <p>設置規制区域において土砂災害が発生した場合、太陽光発電施設の損壊、崩落、流出等を引き起こし、下流域の住民等に危険を及ぼすおそれがあります。</p> <p>こうした事態の発生を防ぐため、事業者は、防護壁を設置するといった太陽光発電施設の構造等から、設置規制区域において想定される土砂災害による当該太陽光発電施設の損壊等のおそれがないことが明らかであることを示してください。</p> <p><b>【規則第7条第2号ロ】</b></p>

	<p>設置規制区域において土砂災害による太陽光発電施設の損壊等が発生しても、事業区域が人家、学校、道路等から相当程度離れている等の状況によっては、人的被害、建物被害、避難経路の遮断、避難施設等への被害のおそれ等がない場合が考えられます。</p> <p>よって、事業者は、土地の状況等から、こうした被害のおそれがない状況に該当することを示してください。</p> <p>設置規制区域において太陽光発電施設を設置する場合、条例とは別に、地すべり等防止法、砂防法等の既存法令による許可が必要な場合があります。許可が必要となる場合には適切に手続を行い、許可を得てください。具体的な手続については、担当部署（P.20 参照）に確認してください。</p> <p>なお、設置規制区域の根拠となる既存法令について、その許可手続を要さない場合には、その理由を明確に示していただく必要があります。</p>
③	<ul style="list-style-type: none"> <li>・狩猟鳥獣（イノシシを除く。）の捕獲等を禁止し、又は捕獲等の数を制限する区域のうち市街化区域を除く区域</li> <li>・鳥獣保護区のうち市街化区域を除く区域</li> <li>・鳥獣保護区特別保護地区</li> </ul>
	<p><b>【規則第7条第3号イロ】</b></p> <p>設置工事において、動植物の生育・生息環境を阻害することが無いよう配慮すること、また、設置工事・発電事業を実施している際に、鳥獣が事故にあうことが無いよう交通事故の防止、フェンスの設置等に留意してください。</p> <p>また、設置に伴い木竹の伐採及び土地の形質の変更をしようとするときは、当該行為は必要最小限度の範囲としてください。</p> <p>特別保護地区に太陽光発電施設を設置する場合は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく許可手続が別途必要な場合があります。許可が必要となる場合には適切に手続を行い、許可を得てください。具体的な手続については、担当部署（P.20 参照）に確認してください。</p> <p>なお、設置規制区域の根拠となる既存法令について、その許可手続を要さない場合には、その理由を明確に示していただく必要があります。</p>
④	<p>広瀬川特別環境保全区域</p>
	<p><b>【規則第7条第4号】</b></p> <p>広瀬川の清流を守る条例施行規則第14条で定める特別環境保全区域における許可基準を満たした上で、許可申請を行ってください。</p> <p>特別環境保全区域に太陽光発電施設を設置する場合は、広瀬川の清流を守る条例に基づく許可手続が別途必要な場合があります。許可が必要となる場合には適切に手続を行い、許可を得てください。具体的な手続については、担当部署（P.20 参照）に確認してください。</p> <p>なお、設置規制区域の根拠となる既存法令について、その許可手続を要さない場合には、その理由を明確に示していただく必要があります。</p>

## (2) 許可・不許可の判断までの標準処理期間

許可申請から許可・不許可の判断までの標準の処理期間は、おおよそ60日間程度（閉庁日等を除く）となります。事業規模や設置規制区域にかかる範囲等などによって処理に時間がかかる場合もありますので、余裕をもって申請してください。なお、変更許可申請時も同様です。

## (3) 許可条件

市長は、設置許可基準に該当するとして設置許可を行うにあたって、必要な限度において、条件を付すことができるとしています。

## (4) 設置規制区域指定以前に設置工事に着手した太陽光発電施設の取扱い

既に設置されている、又は設置工事に着手した太陽光発電施設について、その事業区域の一部又は全部が、施行日（令和5年10月1日）以降に新たに設置規制区域として指定された場合は、設置許可の申請は不要です。

## (5) 設置規制区域の変更により、事業区域の全部が設置規制区域外となった太陽光発電施設の取扱い

設置規制区域の変更により、既に設置許可を受けた太陽光発電施設の事業区域の全部が、設置規制区域から外れたときは、手続は不要です。このとき、設置許可の効力は失われますが、条例第12条の規定による届出があったものとみなされます。



## 第九条 変更許可

(変更許可)

第九条 設置許可を受けた者は、当該設置許可を受けた事項を変更しようとするときは、あらかじめ、市長の許可（以下「変更許可」という。）を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

- 2 設置許可を受けた者は、前項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。
- 3 前条第一項及び第二項の規定は、変更許可の場合について準用する。

(変更許可の申請等)

第八条 変更許可を受けようとする者は、事業変更許可申請書に第六条各号に掲げる書類を添えて、これらを市長に提出しなければならない。

第九条 第五条の規定は、条例第九条第一項ただし書の規則で定める軽微な変更について準用する。

- 2 条例第九条第二項の規定による届出は、軽微変更届出書を提出することにより行うものとする。

### (1) 変更許可

設置許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、あらかじめ変更許可を受けなければなりません。

許可を受けた事項の変更には、所在地や発電出力の変更の他、太陽光発電施設の増設、太陽電池モジュールの一部撤去等も該当します。これは、設置許可にあたっては、添付書類により、設置規制区域における太陽電池モジュールの配置やその他の状況を確認しており、確認した事項が変更される場合は、改めてその内容を確認する必要があるためです。

破損した太陽電池モジュールやパワーコンディショナーの単なる取り替え、架台の修理、交換等の太陽光発電施設の機能を維持するための行為は含みません。

なお、変更に際しても、条例第4条第2項にある地域住民等に対する情報提供、維持管理等に係る実施体制の構築等、規則で定める事項を守るよう努めなければならないので留意が必要です。

## (2) 変更許可の条件等

変更許可の申請があった場合においては、設置許可申請と同様に、当該申請に係る太陽光発電施設が、市長が定める基準に該当すると認めるときに限り、変更を許可します。

また、変更許可にあたっては、必要な限度において、条件を付することができることとしています。

## (3) 事業変更許可申請書

変更許可を受けるにあたっては、事業変更許可申請書（様式第2号）を提出しなければなりません。また、当該申請書の提出に際しては、変更しようとする部分を明確にした書類を添付しなければなりません。

また、書類の添付に際して、変更部分が設置規制区域にあたる場合は、添付書類に変更部分と設置規制区域の関係を明確に記載してください。なお、申請書は原則として持ち込みにてご提出ください。提出先等は以下のとおりです。

①提出先：仙台市青葉区二日町 6-12 MSビル二日町 4階  
仙台市環境局環境部環境企画課  
電話番号：022-214-8219 FAX：022-214-0580  
e-mail：taiyoko-jorei@city.sendai.jp

②提出部数：

2部（正本1部、電子データ1部）

※ 事業者は別途控えを保管してください。

※ 電子データは、Eメールで送付いただくかCD-R等の媒体に保存したものを提出してください。

## (4) 軽微な変更等

許可申請にあたって市長に提出した事項のうち以下に掲げる事項については、変更許可を要さず、軽微変更届出書（様式第3号）の提出で足りることとします。これは、太陽光発電施設の安全性に影響を及ぼさない変更については、変更内容の把握で足りるためです。

- ・ 住所又は氏名（法人にあつてはその名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）
- ・ 事業名称
- ・ 設置規制区域内で事業を行う理由
- ・ 工事の着手若しくは完了、太陽光発電施設の運転の開始又は太陽光発電事業の廃止に係る予定年月日
- ・ 維持管理等計画の公表方法
- ・ 関係法令に基づく手続の状況
- ・ 地域住民等への説明状況
- ・ 加入保険会社の内容等

<変更許可・軽微変更届出の区分別の整理表>

変更事項	変更許可	軽微変更届出
住所又は氏名（法人にあってはその名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）		○
事業名称		○
事業区域予定地	○	
事業区域予定地の面積、土地の地目（登記地目）又は利用状況（現況地目）	○	
発電出力	○	
設置規制区域内で事業を行う理由		○
工事の着手若しくは完了、太陽光発電施設の運転の開始又は太陽光発電事業の廃止に係る予定年月日		○
維持管理等計画の公表方法		○
関係法令に基づく手続の状況		○
地域住民等への説明状況		○
維持管理等計画	○	
加入保険会社の内容等		○

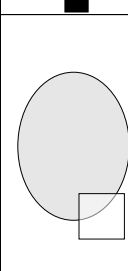
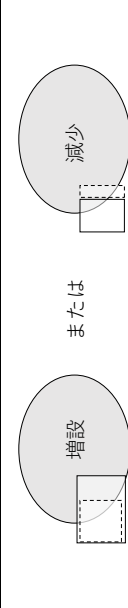
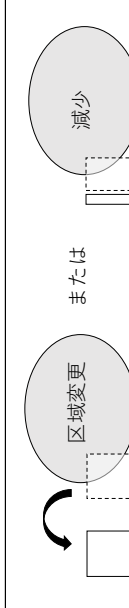
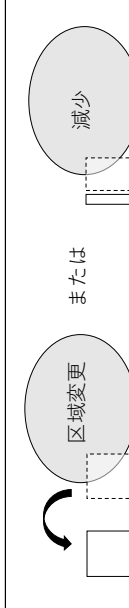
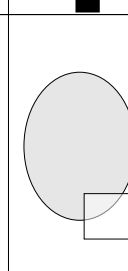
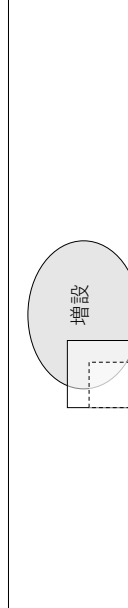
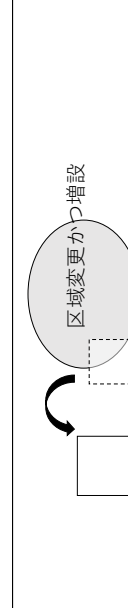
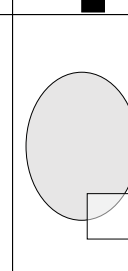
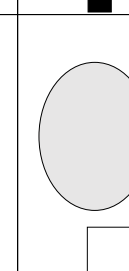
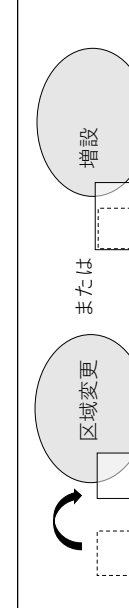
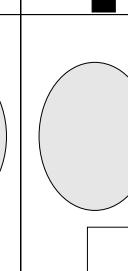

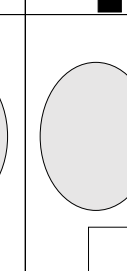

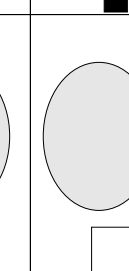
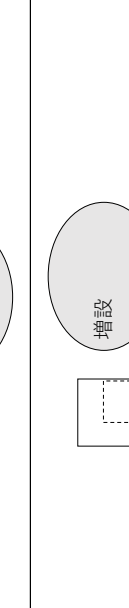
※法人において、事業所を移転する場合や、名称や代表者に変更を生じた場合は軽微変更届出の手続を行います。事業の売買・譲渡等により承継があつて変更する場合は、別途承継の手続が必要です（詳細はP. 62「[第十七条 地位承継の届出](#)」を参照してください）。

※本条例の施行は令和5年10月1日となりますが、工事未着手の事業について、条例施行日以降に本条例に基づく手続を経ずに着手した場合は本条例に違反することになりますのでご注意ください。

※このほか、設置規制区域における太陽光発電施設の変更に関する取扱いは、次ページのとおりです。なお、発電出力に関しては、設置規制区域内であるかどうかに関わらず、また、事業区域の一部が仙台市外にあったとしても、事業区域全体として判断します。

太陽光発電施設の増設等に伴う手続きについて①

 : 設置規制区域  
 : 太陽光発電施設

変更前	変更後	イメージ図		手続き	備考
		変更前(例)	変更後(例)		
20kW未満	設置規制区域内			特になし	発電出力が20kW未満の施設は本条例の対象ではないため
	設置規制区域外				
20kW以上	設置規制区域内			設置許可申請書 (様式第1号)	変更前の設備も含め一体である事業全域について許可申請が必要
	設置規制区域外			事業計画届出書 (様式第8号)	変更前の設備も含め一体である事業全域について届出が必要
20kW未満	設置規制区域内			特になし	発電出力が20kW未満の施設は本条例の対象ではないため
	設置規制区域外				
20kW以上	設置規制区域内			設置許可申請書 (様式第1号)	変更前の設備も含め一体である事業全域について許可申請が必要
	設置規制区域外			事業計画届出書 (様式第8号)	変更前の設備も含め一体である事業全域について届出が必要

太陽光発電施設の増設等に伴う手続きについて②

○：設置規制区域 □：太陽光発電施設

変更前	変更後	イメージ図		備考
		変更前(例)	変更後(例)	
20kW以上	設置規制区域内			発電出力が20kW未満の施設は本条例の対象ではないため
	設置規制区域外			
20kW以上	設置規制区域内			当初許可を取得した事業計画の変更点を示す
	設置規制区域外			
20kW以上	設置規制区域内			許可取得済のため事業計画が提出されたものとみなす
	設置規制区域外			
20kW以上	設置規制区域内			発電出力が20kW未満の施設は本条例の対象ではないため
	設置規制区域外			
20kW以上	設置規制区域内			届出済の区域も含めて一体の事業全体の許可を申請
	設置規制区域外			
20kW以上	設置規制区域内			当初届け出た事業計画の変更点を示す
	設置規制区域外			

## 第十条 設置許可に係る着手等の届出

(設置許可に係る工事の着手等の届出)

第十条 設置許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

- 一 太陽光発電施設の設置の工事に着手し、又は工事を完了したとき
- 二 太陽光発電施設の設置の工事を中止し、又は工事を再開したとき

(設置許可に係る工事の着手等の届出)

第十条 条例第十条第一号の規定による届出は、工事着手届出書又は工事完了届出書を提出することにより行うものとする。

2 前項の工事完了届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 工事の写真
- 二 その他環境局長が必要と認める書類

3 条例第十条第二号の規定による届出は、工事中止届出書又は工事再開届出書を提出することにより行うものとする。

### (1) 工事着手届出

設置工事は、設置許可を受けた申請内容に従って実施しなければなりません。また、設置工事に着手したときは、速やかに、工事着手届出書（様式第4号）により、その旨を市長に届け出る必要があります。

設置工事の着手とは、各種関係法令に基づく手続を完了した後に実施されるものであって、太陽光発電施設を設置する事業区域において、設置計画（工事工程表など）に基づく継続した工事（木竹の伐採、土地の形質変更を含む。）を開始することをいい、現地調査、測量、資材・車両の搬入、仮囲い、現場事務所（プレハブ）設置工事、埋蔵文化財試掘調査等の準備工、太陽電池モジュール等の製造は除きます。具体的な「着手」の例については、P.13 [第二条（2）太陽光発電施設の設置](#)も参照してください。

### (2) 工事完了届出

設置工事が完了したときは、遅滞なく、工事完了届出書（様式第5号）により、その旨を市長に届け出る必要があります。届出書を提出する際には、以下の書類を添付してください。

- ・設置工事の各工程の状況及び工事完了後の状況が分かるカラー写真

なお、必要に応じて、市は設置工事が完了したことの現地確認を行います。

### (3) 工事中止届出・工事再開届出

設置工事を休止・中断・中止したときは、遅滞なく、工事中止届出書（様式第6号）により、その旨を市長に届け出る必要があります。なお、工事を再開した場合は工事再開届出書（様式第7号）を提出してください。

工事を再開する見込みがなく、事業を廃止する場合は、あらかじめ、事業廃止届出書（様式第13号）を市長に届け出る必要があります。廃止時の手続は後述のP.64 [「第十八条 廃止の届出」](#)を参照してください。

## 第十一条 設置許可の取消

(設置許可の取消)

第十一条 市長は、設置許可又は変更許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該設置許可又は変更許可を取り消すことができる。

- 一 偽りその他不正の手段により、設置許可又は変更許可を受けたとき
- 二 設置許可又は変更許可を受けた後、一年以上、正当な理由なく太陽光発電施設の設置の工事に着手しないとき
- 三 第八条第二項（第九条第三項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件に違反したとき
- 四 第二十三条の規定による命令に違反したとき

### (1) 許可の取消

次のいずれかに該当する場合、市長は、設置許可又は変更許可を取り消すことができます。

- ① 虚偽、不正な手段により設置許可又は変更許可を受けた場合
- ② 許可を受けた後、1年以上、正当な理由がなく太陽光発電施設の設置の工事に着手しない場合
- ③ 許可に際し、市長から付された条件に違反した場合
- ④ 措置命令に違反した場合

②について、条例第10条第2号に規定する工事中止届出書（様式第6号）の提出があった場合は、正当な理由があったものとして、工事に着手しなかった場合も許可取消事由から除外されます。

なお、関係法令の許認可が取り消しとなった場合など、関係法令を遵守していないことが確認された場合には、本条例の許可も取り消しとなる場合があります。

### (2) 許可の取消の公表

第11条により許可を取り消した場合には、市長は、その者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）等を公表することができます。このことについては、P.72「[第二十四条 公表](#)」で説明しています。



## 第十二条 事業計画の届出

(事業計画の届出)

第十二条 太陽光発電施設の全部が設置規制区域外にある太陽光発電施設の設置をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、事業計画を市長に届け出なければならない。

(事業計画の届出)

第十一条 条例第十二条の規定による届出は、事業計画届出書を提出することにより行うものとする。

2 前項の事業計画届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 届出に係る太陽光発電施設の位置図、区域図及び配置図
- 二 現況の写真
- 三 その他環境局長が必要と認める書類

### (1) 設置規制区域以外への設置に関する手続

設置規制区域以外に太陽光発電施設を設置する際は、あらかじめ、市長に対して事業計画の届出を行う必要があります。事業計画の届出を行うときは、事前に市に相談・連絡の上、事業計画届出書(様式第8号)に必要事項を記入し、必要書類を添付して提出してください。

### (2) 事業計画届出書の提出

- ① 提出先：仙台市青葉区二日町6-12 MSビル二日町4階  
仙台市環境局環境部環境企画課  
電話番号：022-214-8219 FAX：022-214-0580  
メールアドレス：taiyoko-jorei@city.sendai.jp

② 提出部数：

1部(正本1部)

※ 提出方法は、可能な限り電子提出をしてください。

電子データは、Eメールで送付いただくか、CD-R等の媒体に保存したものを提出してください。

※ 事業者は、別途控えを保存してください。

③ 添付書類

事業計画届出書に添付する書類は次のとおりです。事業区域の位置や太陽光発電施設の配置状況等を明示してください。

書類の種類	縮尺	明示すべき事項等
1 位置図	1/10,000 以上	(1) 方位 (2) 事業区域の位置 (3) 周辺の土地利用及び地形の状況 (4) 周辺の道路、市街地、集落地及び主要公共施設の位置及び名称 (5) 事業区域内において排出される雨水の流出又は河川への経路 (6) 関係法令に基づく規制区域等
2 事業区域図	1/2,500 以上	(1) 方位 (2) 事業区域の境界 ※付近に設置規制区域が存在する場合、事業区域との距離等を示すこと。 (3) 土地の形状 (4) 市町村界 (5) 市町村の区域内の町、字等の境界 (6) 事業区域及び事業区域に隣接する土地の地番、土地に関する権利の種別及びその権利者の氏名又は名称並びに当該土地に存する建築物に関する権利の種別及びその権利者の氏名又は名称 (7) 現況写真との照合符号及び撮影方向
3 配置図	1/1,000 以上	(1) 方位 (2) 事業区域の境界 (3) 道路及び目標となる地物 (4) 工作物の位置、形状及び寸法 (5) 事業区域内の排水の方角及び流量 (6) 事業区域内に保全する森林等の位置、形状及び面積 (7) 事業区域内の植栽計画 (8) 事業区域内の塀、柵、擁壁等の位置及び形状
4 現況写真		(1) 事業区域内及び事業区域周辺の状況が分かるカラー写真 (2) 太陽光発電施設及び工作物付近の地形や周辺状況が判明する写真
5 その他環境局長が必要と認める書類		(1) 関係法令手続状況（別紙1） (2) 地域住民等説明実施記録（別紙2） (3) 規則第4条の措置を講じていることを証する書類（「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」に基づくチェックシート）

		<p>(4) 関係法令の手續に関する書類（収受印の押された届出書の写し、許認可証等の写しなど）</p> <p>(5) 再エネ特措法第9条第4項に基づく認定通知書 ※認定を受けている場合に限る</p> <p>(6) 委任状（代理者が手續を行う場合）</p>
--	--	---

※これらの書類の他にも、必要と認められる場合は追加で提出を求めることがあります。

※必要に応じて複数の図書を一つにまとめることや、一つの図書を別図に分割することが可能です。

### (3) 届出の受理

市は、事業者から届出があった後、届出内容の不備の有無を確認し、必要に応じて校正を依頼します。

届出内容の不備が解消されたことを確認した上で、受理します。

### 第十三条 誓約書の提出

(誓約書の提出)

第十三条 設置許可を受けた者は当該設置許可を受けたときに、前条の規定により事業計画を届け出る者は当該事業計画を届け出るときに、規則で定めるところにより、誓約書を市長に提出しなければならない。

(誓約書の提出)

第十二条 条例第十三条の規定による誓約書の提出は、別に定める様式により行うものとする。

設置許可を受けた事業者は許可後に、届出をする事業者は届出書提出時に、関係法令の遵守や、住民理解、発電設備のリユース・リサイクル、跡地についての適切な整理について定めた誓約書(様式第9号)を提出してください。

## 第十四条 届出内容の変更

(事業計画の変更)

第十四条 第十二条の規定により事業計画を届け出た者は、当該事業計画に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

(事業計画の変更の届出)

第十三条 条例第十四条の規定による届出は、事業計画変更届出書を提出することにより行うものとする。

- 2 前項の事業計画変更届出書には、第十一条第二項各号に掲げる書類を添付しなければならない。
- 3 条例第十四条ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。
  - 一 関係法令に基づく手続の状況の変更
  - 二 その他環境局長が不要と認める軽微な変更

### (1) 事業計画の変更

事業計画届出書(様式第8号)に係る事項を変更しようとするときは、あらかじめ、事業計画変更届出書(様式第10号)を提出する必要があります。

当該申請書の提出に際しては、変更しようとする部分を明確にした書類を添付しなければなりません。

- ① 提出先：仙台市青葉区二日町6-12 MSビル二日町4階  
仙台市環境局環境部環境企画課  
電話番号：022-214-8219 FAX：022-214-0580  
メールアドレス：taiyoko-jorei@city.sendai.jp

- ② 提出部数：

1部(正本1部)

※ 提出方法は、可能な限り電子提出をしてください。

電子データは、Eメールで送付いただくか、CD-R等の媒体に保存したものを提出してください。

※ 事業者は、別途控えを保存してください。

### (2) 軽微な変更

以下に掲げる項目を変更する場合について、届出は不要です。

- ・ 関係法令に基づく手続の状況
- ・ 維持管理等計画

※ただし、事業計画に大きな影響が出る場合を除く

<変更届出・届出不要の区分別の整理表>

変更事項	変更届出	届出不要
住所又は氏名（法人にあつてはその名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）	○	
事業名称	○	
事業区域予定地	○	
事業区域予定地の面積、土地の地目（登記地目）又は利用状況（現況地目）	○	
発電出力	○	
設置規制区域内で事業を行う理由	-	-
工事の着手若しくは完了、太陽光発電施設の運転の開始又は太陽光発電事業の廃止に係る予定年月日	○	
維持管理等計画の公表方法	○	
関係法令に基づく手続の状況		○
地域住民等への説明状況	○	
維持管理等計画		○
加入保険会社の内容等	○	

※事業の売買・譲渡等により承継があつて変更する場合は、別途承継の手続が必要です（詳細はP. 62 [「第十七条 地位承継の届出」](#)を参照してください）。

## 第十五条 維持管理等

(維持管理等)

第十五条 事業者は、太陽光発電事業を行うに当たっては、規則で定める基準に従い、適正な維持管理等をしなければならない。

- 2 事業者は、規則で定めるところにより、維持管理等をするための計画（以下「維持管理等計画」という。）を作成し、当該維持管理等計画に従い、維持管理等を行わなければならない。
- 3 事業者は、前項の規定により維持管理等計画を作成したときは、規則で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、維持管理等計画を変更した場合に準用する。
- 5 大規模事業者は、太陽光発電施設（一箇所当たりの合計出力が千キロワット以上のものに限る。）の設置（太陽光発電施設の増設により一箇所当たりの合計出力が千キロワット以上のものとなるものを含む。）を完了した後、規則で定めるところにより、当該太陽光発電施設に係る財務計算に関する諸表を市長に提出しなければならない。
- 6 事業者は、事故又は土砂の流出若しくは崩壊その他の災害により、太陽光発電施設が損壊し、又は事業区域若しくは周辺地域の環境の保全上の支障が生じたときは、速やかに復旧又は当該支障の除去のために必要な措置を講ずるとともに、規則で定めるところにより、その旨を市長に報告しなければならない。

(維持管理等)

第十四条 条例第十五条第一項に規定する規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 太陽光発電施設については、土砂災害その他の災害の発生を防止するとともに、環境保全上の支障が生じないように、常時安全かつ良好な状態が維持されていること
  - 二 太陽光発電施設の周辺において土砂災害その他の災害が発生した場合又は発生が想定される場合に、太陽光発電施設が損壊し、又は事業区域若しくは周辺地域の環境保全上の支障が生じる状況を防止するために必要な措置を速やかに講ずるとともに、必要に応じ、地域住民等及び関係自治体に対し情報提供できる体制が整備されていること
  - 三 太陽光発電施設が損壊し、又は事業区域若しくは周辺地域の環境保全上の支障が生じた場合に、復旧に必要な措置を速やかに講ずるとともに、必要に応じ、地域住民等及び関係自治体に対し情報提供できる体制が整備されていること
- 2 条例第十五条第二項に規定する維持管理等計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 維持管理等の基本事項
  - 二 維持管理等の実施体制
  - 三 維持管理等の内容
  - 四 太陽光発電施設等の周辺において土砂災害その他の災害が発生するおそれがある場合に、それを防止するために講ずる措置の内容及びその実施体制

五 土砂災害その他の災害により太陽光発電施設が損壊し、又は事業区域若しくは周辺地域の環境保全上の支障が生じた場合に講ずる措置の内容及びその実施体制

六 その他環境局長が必要と認める事項

3 事業者は、条例第十五条第二項の規定により維持管理等に係る措置を講じたときは、速やかにその実施状況の記録を作成し、かつ、太陽光発電事業を行う間、当該記録を保管しなければならない。

4 条例第十五条第三項の規定による維持管理等計画の公表は、インターネットの利用その他の広く市民等に周知できる方法により行うものとする。

5 前項の公表は、環境局長が地域住民等への周知に支障がないと認めるときは、太陽光発電施設の設置場所に、維持管理等計画のうち次に掲げる事項を全て表示した看板その他の物件を設置することにより行うことができる。

一 維持管理等に係る責任者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先

二 維持管理等を委託する場合は、その委託を受けた者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先

三 月次点検の時期、内容及び方法

四 年次点検の時期、内容及び方法

五 その他環境局長が必要と認める事項

6 事業者は、設置許可の申請又は条例第十二条の規定による届出の際に、維持管理等計画の方法を市長に通知するとともに、太陽光発電施設の運転を開始する日までに、維持管理等計画を公表しなければならない。

7 法人である大規模事業者は、条例第十五条第五項の財務計算に関する諸表として、次に掲げる書類（太陽光発電施設の設置が完了した日の属する事業年度からその翌々事業年度までのものに限る。）を各事業年度の終了後三月以内に市長に提出しなければならない。

一 貸借対照表

二 損益計算書

三 株主資本等変動計算書又は社員資本等変動計算書

四 個別注記表

五 キャッシュ・フロー計算書（当該大規模事業者が作成している場合に限る。）

8 条例第十五条第六項の規定による報告は、事故又は土砂災害その他の災害が発生した日から起算して三十日以内に、事故等報告書を提出することにより行わなければならない。

9 前項の事故等報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 太陽光発電施設の位置図及び配置図

二 事故等の状況の写真

三 その他環境局長が必要と認める書類



事業者は、災害発生の防止及び周辺環境の保全に支障が生じないように、太陽光発電事業を長期安定的に運営するため、施設等について常時安全かつ良好な状態を維持する必要があります。このため、全ての事業者に対し、維持管理等基準に従い適正な維持管理等を義務づけています。

## (1) 維持管理等基準

太陽光発電事業者は、規則第14条第1項に掲げる維持管理等に関する基準に従って、太陽光発電施設等の適正な維持管理をしなければなりません。

### ① 平常時

- ・土砂災害等の防止及び周辺地域の環境の保全に支障が生じないように、常時安全かつ良好な状態を維持すること。

### ② 周辺で土砂災害等が発生することが想定される場合

- ・速やかに太陽光発電施設の損壊、機械の故障、斜面又は土砂の崩落その他の周辺環境に影響を及ぼす状況を防止するために必要な対応を講ずること。
- ・必要に応じ、地域住民等及び関係自治体に対し情報提供すること。

### ③ 土砂災害等により太陽光発電施設の損壊等が発生した場合

- ・速やかに復旧に必要な対応を講ずること。
- ・必要に応じ、近隣関係者及び関係自治体に対し情報提供すること。

## (2) 維持管理等計画の作成

太陽光発電事業者は、上記の基準に従うよう維持管理等計画を作成し、当該計画に従って維持管理を行わなければなりません。維持管理等計画には、下記の事項等を含める必要があります。

また、設置規制区域内に太陽光発電施設を設置する又はしている場合（条例の施行前に既に工事に着手している場合を含む）は、設置許可申請書（様式第1号）や既存事業概要届出書（様式第14号）に維持管理等計画書（別紙3）を添付する必要があります。

事業区域の全部が設置規制区域外の場合は、任意様式で作成することや、電気事業法第42条に基づき既に作成している保安規程に次に掲げる事項が記載されているときは、当該保安規程を本条例に基づく維持管理等計画書とみなして取り扱うことで差し支えありません。ただし、不足している項目がある場合は、別紙等にて追加記載してください。

### ① 平常時の維持管理等計画

- 基本事項・・・事業者（維持管理等責任者）の氏名、住所及び連絡先等
- 実施体制・・・維持管理等業務における役割分担、緊急連絡網等
- 内容・・・月時点検・年次点検時期、内容及び方法

### ② 周辺で土砂災害等が発生することが想定される場合の計画

- 土砂災害その他の災害の発生を防止するために予定している措置
- 実施体制

### ③ 土砂災害等により太陽光発電施設の損壊等が発生した場合の計画

- 太陽光発電施設の損壊等が発生した場合に予定している措置
- 実施体制

#### ④ 災害その他非常の場合の連絡

- 連絡すべき地域住民等の範囲
- 市への報告方法

### (3) 維持管理等計画の見直し

維持管理等計画は、計画策定の段階で予期しなかった問題や変化が生じた場合、周辺環境の変化に応じた適切な維持管理等ができるよう、確認や見直しを行ってください。

### (4) 維持管理等計画の公表

維持管理等計画は、太陽光発電施設の運転を開始する日までにインターネット、その他の方法により公表しなければなりません。「その他の方法」としては、施設の設置場所に掲示するなど、地域住民等が、必要なときに情報を得やすい公表方法を選定してください。設置許可申請書（様式第1号）、事業計画届出書（様式第8号）、既存事業概要届出書（様式第14号）には、それぞれ維持管理等計画の公表方法を記載する必要があります。また、施設設置場所への掲示により公表する場合には、少なくとも以下の内容を含むこととします。

- ・ 太陽光発電事業者（維持管理等責任者）の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、連絡先
- ・ 維持管理等を行う者（委託を行う場合は、委託先）の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、連絡先
- ・ 月次点検の時期、内容及び方法
- ・ 年次点検の時期、内容及び方法
- ・ 発電出力
- ・ 運転開始年月日
- ・ 事業区域（発電設備の設置場所）

このほか、以下の内容についても、公表するよう努めてください。

- ・ 事業名称
- ・ 発電設備の名称
- ・ 設備ID（FIT制度等の認定を受けている場合）

また、維持管理等計画の内容を変更した際は、遅滞なく、変更後の維持管理等計画を公表してください。その際、変更年月日及び変更した計画の箇所を明示（下線や着色など）してください。

なお、設置規制区域に事業区域の全部又は一部が含まれる場合には、変更後の維持管理等計画書（別紙3）を事業変更許可申請書（様式第2号）とともに提出し、許可を受けた後で公表してください。詳しくは下記（5）を参照してください。

## (5) 維持管理等計画の提出

設置規制区域に事業区域の全部又は一部が含まれる場合には、設置許可申請書（様式第1号）を提出する際に、維持管理等計画書（別紙3）を添付してください。

また、維持管理等計画書提出後、維持管理等の内容を変更したときは、速やかに変更後の維持管理等計画書（別紙3）を事業変更許可申請書（様式第2号）とともに提出してください。その際は、事業変更許可申請書（様式第2号）の変更の理由欄に「維持管理等計画の変更」と記載し、変更した計画の箇所が分かるように当該箇所への着色、下線を引くなどしてください。

## (6) 財務計算に関する諸表の提出

大規模事業者は、工事完了後、太陽光発電施設の設置が完了した日の属する事業年度、翌年度及び翌々年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は社員資本等変動計算書、個別注記表及びキャッシュ・フロー計算書（キャッシュ・フロー計算書にあっては、事業者が作成している場合に限る。）を提出してください。なお、提出の時期は各事業年度の終了後3か月以内とします。

## (7) 事故等が発生したときの対応及び報告

事故、土砂災害等により、太陽光発電施設の損壊が発生し、事業区域又は周辺地域の環境の保全上支障が生じたときは、当該太陽光発電施設の復旧又は当該支障の除去のために必要な措置を速やかに講ずると共に、市へ直ちに第一報として電話、メール等により発生日時・発生場所・事故が発生した施設・事故の内容等について報告してください。

事故の報告の対象は、電気事業法及び電気関係報告規則に基づく事故報告に準じます。

また、事故等の発生から30日以内に、事故の概要や対応状況について事故等報告書（様式第11号）を提出しなければなりません。事故等報告書には、下表に掲げる書類を添付し、事故の状況、応急対応、復旧等の状況が分かるよう示してください。なお、位置図・配置図は、既存の資料に事故発生場所等を追記することでも差支えありません。

なお、重大な事故等の場合は、上記の期限にかかわらず、報告を求められますので、適切に対応願います。

書類の種類	縮尺	明示すべき事項等
1 位置図	1/10,000 以上	(1) 方位 (2) 事業区域の位置 (3) 周辺の土地利用及び地形の状況 (4) 事故発生場所
2 配置図	1/1,000 以上	(1) 方位 (2) 事業区域の境界 (3) 道路及び目標となる地物 (4) 工作物の位置、形状及び寸法 (5) 事業区域内に保全する森林等の位置、形状及び面積 (6) 事業区域内の塀、柵、擁壁等の位置及び形状 (7) 事故状況等の写真の撮影場所と撮影の方向
3 事故状況等の写真		事故の状況、応急対応、復旧等の状況が分かるカラー写真
4 その他環境局長が必要と認める書類		

※これらの書類の他にも、必要と認められる場合は追加で提出を求める場合があります。

<参考> 維持管理に係る必要事項整理表

		維持管理等計画		事故報告
		作成・公表	提出	
新規 施設	規制区域内	○	○	○
	規制区域外	○	×	○
既存 施設	規制区域内	○	○	△※2
	規制区域外	△※1	×	△※3

※1 設置規制区域外の既存施設については、作成・公表に努めてください。

※2 変更許可を受けた既存施設については、事故等報告書（様式第11号）を提出してください。

※3 既存施設についても、事故発生時にはまずは市へ一報願います。なお、条例第21条の規定に基づき、詳細な報告を求める場合があります。

## 第十六条 大規模事業者の保険又は共済への加入

(大規模事業者の保険又は共済への加入)

第十六条 大規模事業者は、太陽光発電施設（一箇所当たりの合計出力が千キロワット以上のものに限る。）の設置の工事に着手する日から当該太陽光発電施設を廃止する日までの間、当該太陽光発電施設における太陽光発電事業の実施に起因して生じた他人の生命又は身体及び財産に係る損害を填補する保険又は共済（以下「損害賠償責任保険」という。）への加入をしなければならない。ただし、当該太陽光発電施設の設置に係る期間中の損害賠償責任保険への加入にあっては、当該太陽光発電施設の設置を請け負う者が損害賠償責任保険への加入をすることで足りるものとする。

2 大規模事業者は、災害等による太陽光発電事業（太陽光発電施設一箇所当たりの合計出力が千キロワット以上のものに限る。）の途中での修繕、撤去又は処分に備え、火災保険、地震保険その他必要な保険に加入しなければならない。

(大規模事業者の保険又は共済への加入を証する書類の提出)

第十五条 大規模事業者は、条例第十六条第一項に規定する損害賠償責任保険に加入した後、速やかにその加入を証する書類を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定は、大規模事業者が条例第十六条第二項の規定により火災保険、地震保険その他必要な保険に加入した場合について準用する。

### (1) 大規模事業者の損害賠償責任保険への加入の趣旨

大規模事業において、リスク管理の一環として保険への加入は実施されることが想定されますが、一般的な事業継続のための保険のみならず、モジュールの飛散や施設の崩落などにより、太陽光発電施設に起因して、他者へ損害を与えた際にも補償がなされるような保険への加入を義務付けるものです。

損害賠償責任保険は、工事着手する日から廃止する日までの間、加入する必要がありますが、工事期間中の保険については、事業者ではなく工事の請負者が加入することで足りることとします。

事業計画の変更（発電出力の増加等）により、当該事業の出力が1,000kW以上になる場合については、変更後の工事に着手する日から施設を廃止する日までの間、大規模事業を承継する場合については、当該事業を承継した日（承継時に施設の工事に着手していない場合は着手した日）から廃止する日までの間、同様に損害賠償責任保険に加入する必要があります。

なお、条例施行日（令和5年10月1日）より前に、工事着手している又は施設を設置済みである大規模事業者における損害賠償責任保険については、加入は努力義務となります。

### (2) 大規模事業者の損害賠償責任保険への加入の報告

大規模事業の工事期間中に係る損害賠償責任保険については、許可申請時又は届出時に、加入予定の保険の内容について設置許可申請書（様式第1号）又は事業計画届出書（様式第8号）に記載し、加入後速やかに当該保険への加入を示す書類を提出する必要があります。

また、施設の設置の完了後（運転開始後）に係る保険については、工事完了後速やかに当該保険への加入を示す書類を提出する必要があります。

### (3) 大規模事業者の火災保険、地震保険等への加入の報告

大規模事業者は、運転開始までに災害等による途中での修繕、撤去又は処分に備え、火災保険、地震保険に加入してください。加入後は速やかに当該保険への加入を示す書類を市へ提出する必要があります。

#### <参考>

令和2年4月より、再エネ特措法に基づく事業計画策定ガイドラインにおいて、出力10kW以上の太陽光発電設備については、「災害等による発電事業途中での修繕や撤去及び処分に備え、火災保険や地震保険等に参加する」ことが努力義務化されています。資源エネルギー庁ホームページで民間保険会社が販売する保険商品が紹介されているため、参考にしてください。

資源エネルギー庁ホームページ：

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saiene/renewable/solar/index.html#hoken](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/renewable/solar/index.html#hoken)

## 第十七条 地位の承継

### (地位の承継)

第十七条 設置許可を受けた者が当該設置許可に係る太陽光発電事業の全部を譲渡し、又は設置許可を受けた者について相続、合併若しくは分割（当該設置許可に係る太陽光発電事業の全部を承継させるものに限る。以下同じ。）があったときは、当該太陽光発電事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により太陽光発電事業を継続すべき相続人を選定したときは、その者。以下同じ。）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該太陽光発電事業の全部を承継した法人は、当該設置許可を受けた者のこの条例の規定による地位を承継する。

- 2 前項の規定により設置許可を受けた者の地位を承継した者は、その承継の日から三十日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。
- 3 第十二条の規定により事業計画を届け出た者が当該届出に係る太陽光発電事業の全部を譲渡し、又は同条の規定により事業計画を届け出た者について相続、合併若しくは分割があったときは、当該太陽光発電事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該太陽光発電事業の全部を承継した法人は、当該事業計画を届け出た者のこの条例の規定による地位を承継する。
- 4 前項の規定により事業計画を届け出た者の地位を承継した者は、当該譲渡又は相続、合併若しくは分割があった日から三十日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。
- 5 第一項の規定により設置許可を受けた者の地位を承継した者及び前項の規定により届け出た者は、遅滞なく、維持管理等計画を作成するとともに第十三条の誓約書を市長に提出し、当該維持管理等計画に従い維持管理等を行わなければならない。
- 6 第十五条第三項の規定は、前項の規定により維持管理等計画を作成した場合に準用する。
- 7 前条の規定は、第一項又は第三項の規定により大規模事業者の地位を承継した場合に準用する。

### (地位の承継の届出)

第十六条 条例第十七条第二項及び第四項の規定による届出は、地位承継届出書を提出することにより行うものとする。

#### (1) 地位承継の届出

設置許可を受けた者又は事業計画の届出を提出した者から、当該届出に係る太陽光発電事業の全部が譲渡、相続、合併もしくは分割され、その地位を承継した者は、地位承継届出書（様式第12号）により届け出る必要があります。地位承継の届出は、承継があった日から30日以内にしなければなりません。

事業の一部を譲り受けた者は、その地位を承継できませんので、新たに設置許可を受ける等の手続が必要となります。なお、事業の一部を譲り渡す者は、変更許可を受ける等の手続が必要となります。

## **(2) 維持管理等計画の作成、公表**

地位承継届出書（様式第12号）を提出し、新たに太陽光発電事業の事業者となった者は、条例第15条で規定する維持管理等計画を作成し、適切に維持管理を行う必要があります。この場合、被承継者が作成した維持管理等計画の見直しを行うとともに、必要に応じて変更を加えるなどして実施することでも足りませんが、維持管理等計画の趣旨や内容について熟知してください。

維持管理等計画を作成した際に必要な計画の公表及び計画の提出については、P. 57 [「第十五条（4）維持管理等計画の公表」](#) 及び P. 58 [「第十五条（5）維持管理等計画の提出」](#) を参照してください。

## **(3) 誓約書の提出**

地位承継届出書（様式第12号）を提出し、新たに太陽光発電事業の事業者となった者は、関係法令の遵守や、住民理解、発電設備のリユース・リサイクル、跡地についての適切な整理について定めた誓約書（様式第9号）を提出してください。

## **(4) 大規模事業者の地位の承継**

大規模事業を承継した場合は、当該事業を承継した日（承継時に施設の工事に着手していない場合は着手した日）から廃止する日までの間、被承継者と同様に損害賠償責任保険、火災保険、地震保険に加入してください。



## 第十八条 廃止の届出

(廃止の届出)

第十八条 事業者は、太陽光発電事業を廃止しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 太陽光発電事業が廃止されたときは、当該太陽光発電事業に係る設置許可及び変更許可は、その効力を失う。

(廃止の届出)

第十七条 条例第十八条第一項の規定による届出は、事業廃止届出書を提出することにより行うものとする。

2 前項の事業廃止届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 現況の写真
- 二 太陽光発電事業を廃止した後において行う措置を示した平面図
- 三 その他環境局長が必要と認める書類

### (1) 廃止届出書

太陽光発電事業の廃止とは、当該太陽光発電施設により電気を得る事業をとりやめるなどにより、本条例の対象から外れることです。太陽光発電事業を廃止しようとするときは、あらかじめ、事業廃止届出書（様式第13号）を届け出なければなりません。

なお、FIT制度等による売電期間を終了し、電力を自家消費することとした場合は「廃止」にはあたりませんのでご注意ください。

### (2) 事業廃止に係る留意事項

事業廃止に伴う工事については、太陽光発電設備を解体・撤去するだけでなく、廃止後の事業区域を安全に管理するために必要な措置を実施してください。事業区域を賃借・購入した際や、地域住民等へ事業計画について説明した際に、もとの所有者や地域住民等と条件や約束（例：原状復帰や事業終了後の土地の緑化など）を取り決めた場合は、それを満たさなければなりません。

また、廃止工事で発生した廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他関係法令を遵守し、適切に処分してください。

なお、撤去及び処分に関する措置についてはP.65「[第十九条 太陽光発電施設の撤去及び処分](#)」を参照してください。

## 第十九条 太陽光発電施設の撤去及び処分

(太陽光発電施設の撤去及び処分)

第十九条 事業者は、太陽光発電事業を廃止するときは、使用済みとなる太陽光発電施設に関するリユース及びリサイクルに努め、関係法令に基づき適切に当該太陽光発電施設を廃棄しなければならない。

### (1) 撤去及び廃棄物の処理

事業用の使用済施設は、当該施設が事業活動を営むために設置されたものであるため、産業廃棄物になります。そのため、施設等の解体、撤去及び処分は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律や建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）、その他の関係法令を遵守し、事業廃止後、速やかに行ってください。

設置者は、施設の解体、撤去及び処分について、事業計画の段階から検討し、その実施に係る費用を想定した上で、事業計画を作成することが必要です。

発生した廃棄物の処分の際は、環境省が策定する「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」を参照の上、リユース・リサイクルに努めた上で、適正な処理を行ってください。

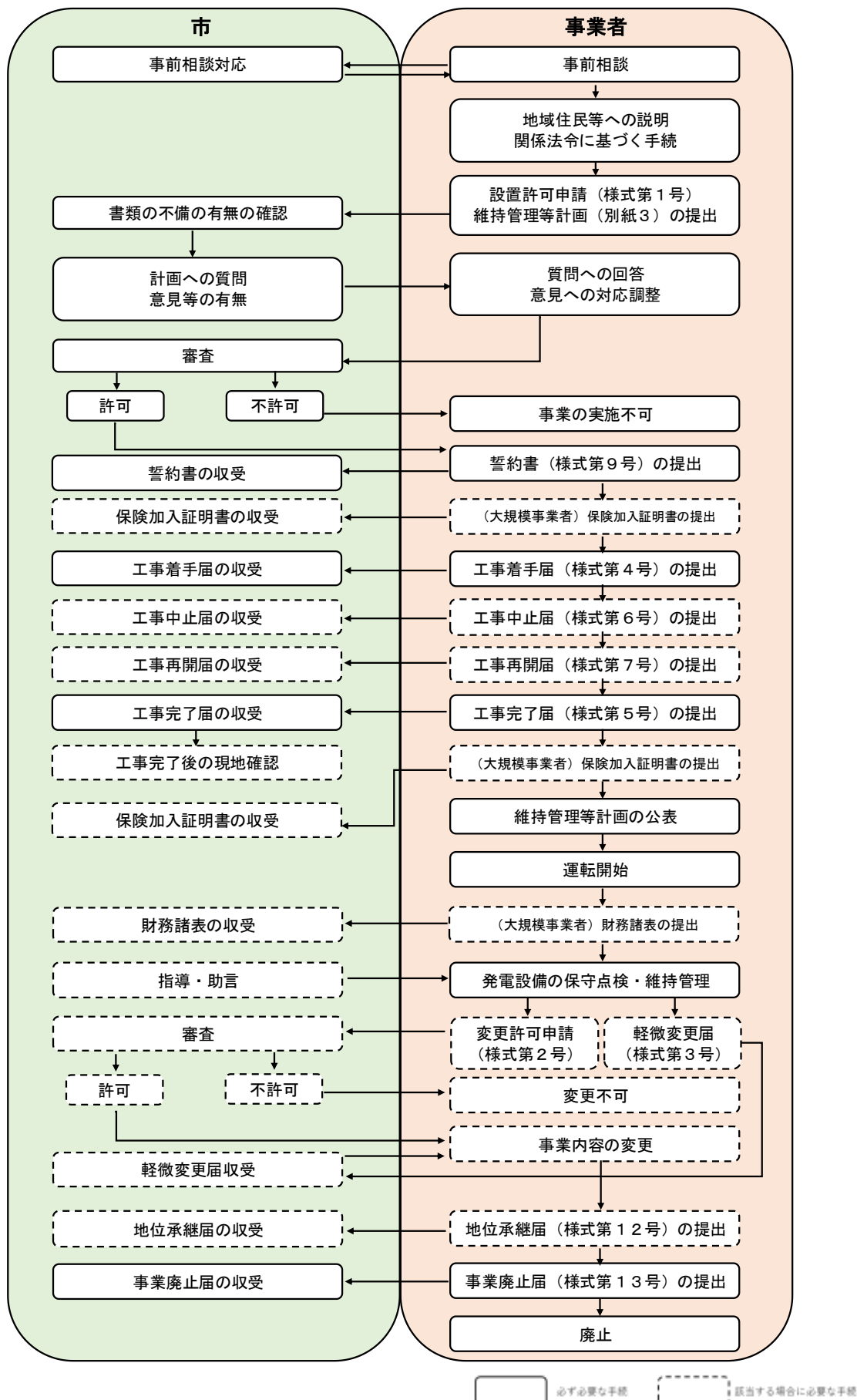
施設を撤去するまでの間についても、感電等の危険防止の観点から、第三者がみだりに施設等に近づかないようにするなど、適切な維持管理に努めてください。

### (2) 修景、整地その他の景観上又は防災上必要な措置

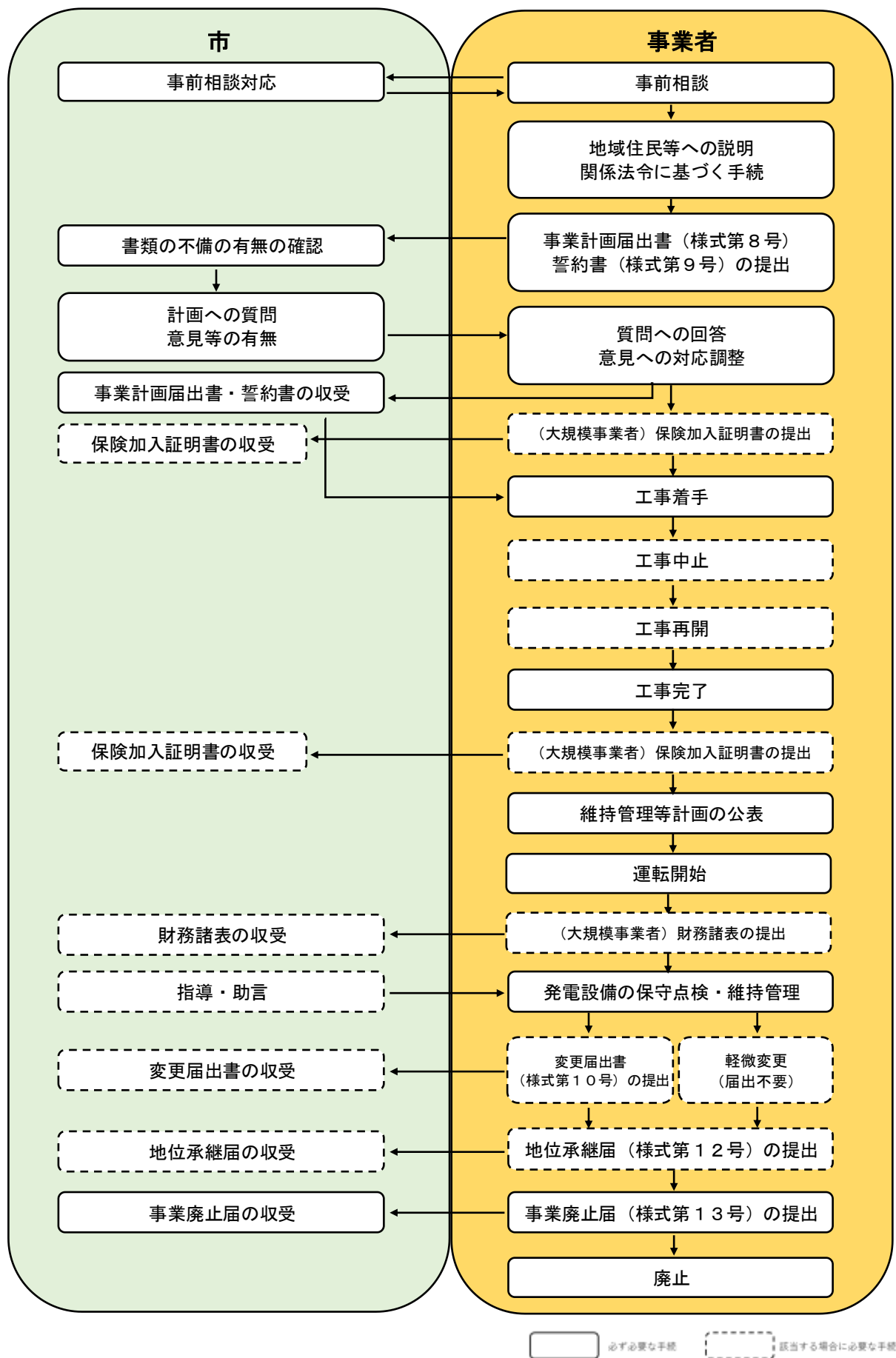
施設を撤去した後、事業区域であった土地において、緑化等の修景によって、周辺地域の景観との調和や緑地の保全に努めなければなりません。

架台の基礎等の撤去により地表面の土が掘り起こされ、土砂が流出しやすい状態となることが想定されます。そのため、掘り起こされた地盤の整地や締固めを十分に行うとともに、排水施設の排水能力や擁壁の状況を確認し、周辺地域への安全性の確保に配慮することが必要です。

【参考】新規施設設置に係る手続フロー図（設置規制区域内）



【参考】新規施設設置に係る手続フロー図（設置規制区域外）



## 第二十条 指導及び助言

(指導及び助言)

第二十条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者及び設置許可申請者等に対し、指導及び助言を行うことができる。

事業者が、設置許可を受けるに当たって付された条件等を遵守することや、地域住民等との適切なコミュニケーションを図ることができるよう、本条例の施行に必要な限度において指導及び助言に関する規定を設けています。

事業者は、地域と共生した太陽光発電の実現を図る条例の目的を達することができるよう、市の指導・助言に誠実に対応してください。

なお、このとき、正当な理由がなく指導に従わない場合、市長は条例第二十二条の規定に基づき、当該指導に従うよう勧告することができます。

## 第二十一条 報告の徴収及び立入検査

(報告の徴収及び立入検査)

第二十一条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、太陽光発電施設の設置の状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、事業区域その他関係のある場所に立ち入り、太陽光発電施設その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(身分証明書)

第十八条 条例第二十一条第二項の身分を示す証明書は、別記様式による。

### (1) 報告の徴収

市長は、本条例の施行に必要な限度において、施設の状況などを確認する必要があるときは、報告や資料の提出を求めることができます。このとき、求められた報告をせず、又は虚偽の報告をした場合は、条例第二十二条の規定に基づき、適切な報告を行うよう勧告することができます。

### (2) 立入検査

市長は、本条例の施行に必要な限度において、職員に事業者の事務所、事業区域その他その事業を行う場所に立ち入らせ、太陽光発電施設、帳簿、書類その他の物件を検査し、関係者に質問することができます。

## 第二十二條 勸告

(勸告)

第二十二條 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者に対し、太陽光発電施設の設置の中止若しくは撤去、土砂災害その他の災害の防止のため必要な措置又は原状回復をするよう勸告することができる。

- 一 設置許可を受けず、又は偽りその他不正の手段により設置許可を受け、設置規制区域内において太陽光発電施設の設置の工事に着手したとき
- 二 設置許可を受けた者が、変更許可を受けず、又は偽りその他不正の手段により変更許可を受け、当該設置許可を受けた内容を変更したとき

2 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者に対し、必要な措置を講ずるよう勸告することができる。

- 一 正当な理由なく第二十条の規定による指導に従わなかったとき
- 二 前条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき

市長は、設置許可を受けず又は虚偽の申請により設置許可を受けて設置規制区域に太陽光発電施設を設置（設置工事への着手を含む）した者、及び変更許可を受けず又は虚偽の申請により変更許可を受けて設置許可を受けた内容を変更した者に対し、太陽光発電事業の中止、施設の撤去又は原状回復を勸告することができます。

また、条例第20条で市長は指導及び助言を行うことができるとしていますが、正当な理由がなく指導に従わない場合は、当該指導に従うよう勸告することができます。

なお、条例第21条で市長から求められた報告をせず、又は虚偽の報告をした場合は、適切な報告を行うよう勸告することができます。

勸告に従わない場合は、条例第23条の措置命令を受けることとなり、市長はその事実と氏名を公表することができます。

## 第二十三条 措置命令

(措置命令)

第二十三条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは、その者に対し、同条第一項に規定する太陽光発電施設の設置の中止若しくは撤去、土砂災害その他の災害の防止のため必要な措置若しくは原状回復をすること又は同条第二項に規定する必要な措置を講ずることを命ずることができる。

### (1) 措置命令

市長は、条例第22条の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に係る措置を講じなかったときは、当該者に対し、当該勧告に係る措置を講ずべきことを命ずることができます。

この措置命令に従わない場合は、市長は条例第11条により設置許可を取り消すことができます。

また、措置命令を受けた者に対して、市長は条例第24条により、その事実、氏名及び住所を公表することができます。

### (2) 不利益処分の手続

不利益処分をしようとする場合の手続については、仙台市行政手続条例によるものとします。



## 第二十四条 公表

(公表)

第二十四条 市長は、第十一条の規定により設置許可を取り消し、又は前条の規定により第二十二條第一項に規定する太陽光発電施設の設置の中止若しくは撤去、土砂災害その他の災害の防止のため必要な措置若しくは原状回復をすること若しくは同条第二項に規定する必要な措置を講ずることを命じたときは、その旨並びに当該設置許可を取り消された者又は当該命令を受けた者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

### (1) 公表

市長は、条例第11条により設置許可を取り消したとき、又は条例第23条の規定により第22条に規定する勧告に係る措置命令を行ったときは、その内容と設置許可を取り消された者又は当該命令を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地）を公表することができます。

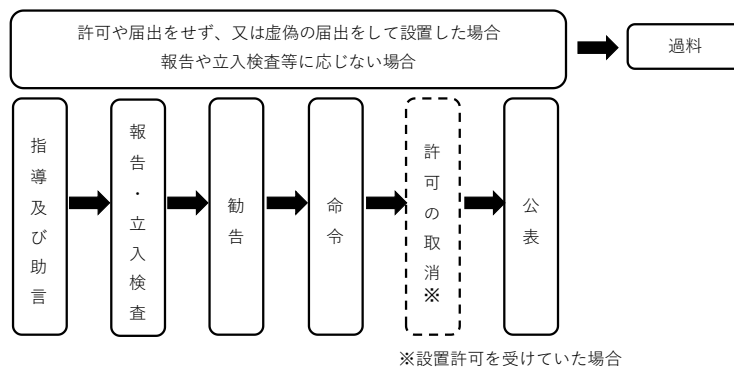
### (2) 意見の陳述

市長は、公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者に意見を述べる機会を与えなければなりません。意見の陳述は、原則陳述書の提出によるものとします。その手続については、仙台市行政手続条例によるものとします。

### (3) 経済産業省への通知

FIT制度等において、事業計画に係る認定基準には「関係法令の遵守」の項目があり、本条例に基づく命令に従わない場合等、報告の徴収や立入検査等を通じて、関係法令を遵守していない状況を確認した場合は「関係法令の遵守」の基準を満たさないものとして、当該制度を所管する経済産業省へ情報提供します。このことにより、FIT制度等による認定が取消しになる可能性があります。

#### 【参考】 指導から公表、過料のフロー



## 第二十五条 他自治体の条例との関係

(他自治体の条例との関係)

第二十五条 事業者がその設置する太陽光発電施設を本市と他の自治体にまたがる区域に設置する場合、その適正な設置、維持管理、廃棄等に関し、当該他の自治体において適用される関係法令のほか、この条例の規定に基づき、適正に手続をしなければならない。

### (1) 他自治体の条例との関係

太陽光発電施設を本市と他の自治体にまたがる区域に設置する場合は、他の自治体において適用される関係法令と本条例に基づき、事前相談の上、必要な手続を行ってください。

### (2) その他

申請・届出に係る情報等は、必要に応じて他自治体と共有します。不都合がある場合には申し出てください。

## 第二十六条 委任

(委任)

第二十六条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(実施細目)

第十九条 この規則の実施細目は、環境局長が定める。

条例の施行に当たり、条例において具体の定めがないものについて、適切に条例の運用ができるよう、規則で必要な事項を定めることを規定しています。

また、そのさらに詳細の部分については環境局長が定めることとし、本手引書内において各種様式や軽微変更に該当する項目などを定めています。

## 第二十七条 罰則

(罰則)

第二十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

- 一 設置許可又は変更許可を受けずに太陽光発電施設の設置をした者
- 二 第十二条又は第十四条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 三 第二十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

次に掲げる者は、5万円以下の過料に処されます。

- ・ 設置許可若しくは変更許可を受けずに太陽光発電施設を設置した者
- ・ 事業計画の届出をしないで、又は虚偽の届出をして太陽光発電施設を設置した者
- ・ 報告、資料の提出に応じない者
- ・ 立入検査に応じない者

## 附則 1 施行期日

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して九月を超えない範囲において規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - 一 附則第十三項の規定 公布の日
  - 二 附則第三項、附則第七項及び附則第九項の規定 公布の日から六月を超えない範囲において規則で定める日

(施行期日)

- 1 この規則は、令和五年十月一日から施行する。ただし、次項、附則第七項及び第八項の規定は、同年六月十五日から施行する。

本条例の施行は、令和5年10月1日となります。設置規制区域内へ施行期日より前に設置済み又は工事着手した太陽光発電施設については別途手続が必要になりますので、P.78 [「附則3、4 既存施設の届出」](#)を参照してください。

## 附則 2 経過措置

(経過措置)

- 2 第七条から第十七条まで（第十五条第一項を除く。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に設置の工事に着手した太陽光発電施設（以下「既存施設」という。）については、適用しない。

条例施行日（令和5年10月1日）より前に設置工事に着手した太陽光発電施設（「既存施設」と、条例施行日後に工事着手する太陽光発電施設（「新規施設」）の取扱いを分けるため、その内容を規定しています。

既存施設については、条例第7条（設置規制区域）から第17条（地位の承継）までの規定は適用しないこととし、既存施設に関する事項や既存施設を管理する事業者（以下、「既存事業者」という）がすべき手続については、別途附則の各項で定めています。

ただし、条例第1条から第6条、第15条第1項、第18条から第27条は既存施設にも適用されるので以下の点を中心に適正な維持管理等を行ってください。

第4条 事業者の責務

第15条第1項 維持管理等基準

第18条 廃止の届出

第19条 太陽光発電施設の撤去及び処分

### 附則 3、4 既存施設の届出

#### (既存施設の届出)

- 3 既存施設を管理する事業者（以下「既存事業者」という。）は、その全部又は一部が設置規制区域内にある既存施設について、施行日までに、規則で定めるところにより、既存施設に係る太陽光発電事業の概要を市長に届け出るとともに、第十三条の誓約書を市長に提出しなければならない。
- 4 既存事業者は、その全部が設置規制区域外にある既存施設について発電出力その他の規則で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、市長に届け出なければならない。ただし、施行日前に当該変更に係る工事に着手した場合にあっては、この限りでない。

#### (既存施設の届出)

- 2 条例附則第三項の規定による届出は、既存事業概要届出書を提出することにより行うものとする。
- 3 条例附則第四項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。
  - 一 発電出力
  - 二 事業区域
  - 三 事業区域内にある土地の地目又は利用状況
  - 四 その他環境局長が必要と認める書類
- 4 条例附則第四項の規定による届出は、既存事業変更届出書を提出することにより行うものとする。

#### (1) 設置規制区域内の既存施設の届出

その全部又は一部が設置規制区域内にある既存施設については、条例施行日（令和5年10月1日）までに既存事業概要届出書（様式第14号）、誓約書（様式第9号）及び維持管理等計画書（別紙3）等を提出する必要があります。その他必要な書類については、P.87を確認してください。維持管理等計画については、P.82「[附則7（1）設置規制区域内の既存施設の維持管理等計画](#)」も参照してください。

#### (2) 設置規制区域外の既存施設の事業計画の変更

条例施行日（令和5年10月1日）時点で、その全部が設置規制区域外にある既存施設については、事業概要の届出は不要です。これは、県条例に基づき既に宮城県へ届出済の施設に係る事業者の二重手続を避けるための措置であり、適正な内容で宮城県が受理したものについては、改めて市に届出をし直すことは過大な負担であることから、事業計画の変更時点から当該事業について市で把握することとしたものです。

条例施行日（令和5年10月1日）後に、その全部が設置規制区域外にある既存施設について、事業区域、事業区域の面積、土地の地目（登記地目）又は利用状況（現況地目）、発電出力を変更しようとするときは、あらかじめ、既存事業変更届出書（様式第15号）を届け出る必要があります。

その他、下記の事項を変更する場合に変更届出が必要かどうかについては、個別に判断しますので、市へお問い合わせください。

- ・住所又は氏名（法人にあってはその名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）
- ・事業名称
- ・工事の完了、太陽光発電施設の運転の開始又は太陽光発電事業の廃止に係る予定年月日
- ・維持管理等計画の公表方法
- ・関係法令に基づく手続の状況
- ・地域住民等への説明状況
- ・加入保険会社の内容等

なお、条例施行日（令和5年10月1日）より前に事業計画を変更する出力50kW以上の施設については、宮城県への届出が必要です。なお、施行日前に当該変更に係る工事に着手した場合は、本市への届出は不要です。



## 附則 5、6 既存施設の変更許可

(既存施設の変更許可)

- 5 既存事業者は、その全部又は一部が設置規制区域内にある既存施設について発電出力その他の規則で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。ただし、施行日前に当該変更に係る工事に着手した場合にあっては、この限りでない。
- 6 第六条から第十一条まで、第十八条第二項、第二十二條第一項、第二十三條及び第二十四條の規定は前項の許可について、第十五條、第十七條、第二十三條及び第二十四條の規定は前項の許可を受けた者について、それぞれ準用する。この場合において、第九條第三項、第十一條第一号及び第二号、第十八條第二項並びに第二十二條第一項第二号中「変更許可」とあるのは、「附則第六項において準用する第九條第一項の許可」と読み替えるものとする。

(既存施設の変更許可)

- 5 条例附則第五項の規則で定める事項は、次に掲げる事項以外の事項とする。
  - 一 既存事業者の住所又は氏名（法人にあってはその名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）
  - 二 設置規制区域内で太陽光発電事業を行う理由
  - 三 維持管理等計画の公表方法
  - 四 その他環境局長が条例附則第五項の許可を不要と認めるもの
- 6 第八条及び第九条第二項の規定は、条例附則第五項の許可について準用する。

その全部又は一部が設置規制区域内にある既存施設は、条例施行日（令和5年10月1日）以降に条例附則第5項の規則で定める事項を変更するときは、あらかじめ市長の許可を受けなければなりません。変更許可の手続はP. 40 [「第九条 変更許可」](#)を準用します。

また、地域住民等に対し、変更後の事業計画の内容の説明を行うとともに、当該地域住民等の意見を踏まえ、必要な措置を講ずるよう努めてください。住民説明の内容等については、P. 28 [「第六条 地域住民等への説明」](#)を準用します。

変更許可が必要な行為は以下のとおりです。なお、その他にも手続が必要になる場合がありますので、変更事項が生じた場合は、市へご相談ください。

<全部又は一部が設置規制区域にある既存施設の変更事項に対する手続整理表>

変更事項	変更許可	軽微変更届出
住所又は氏名（法人にあってはその名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）		○
事業名称		○
事業区域（予定地）	○	
事業区域（予定地）の面積、土地の地目（登記地目）又は利用状況（現況地目）	○	
発電出力	○	
設置規制区域内で事業を行う理由		○
工事の完了、太陽光発電施設の運転の開始又は太陽光発電事業の廃止に係る予定年月日		○
維持管理等計画の公表方法		○
関係法令に基づく手続の状況		○
地域住民等への説明状況		○
維持管理等計画	△	
加入保険会社の内容等		○

※法人において、事業所を移転する場合や、名称や代表者に変更を生じた場合は軽微変更届出の手続を行います。事業の売買・譲渡等により承継があって変更する場合は、別途承継の手続が必要です（P. 84「[附則 1 2 既存事業者の地位の承継](#)」）。

※維持管理等計画の変更においては、結果の記録方法の変更など、維持管理等に影響を及ぼさないような内容については軽微な変更として取り扱いますので、市へご相談ください。

## 附則 7、8、9、10 既存施設の維持管理等

### (既存施設の維持管理等)

- 7 既存施設の全部又は一部が設置規制区域内にある事業者は、施行日までに、規則で定めるところにより、当該既存施設に係る維持管理等計画を作成し、公表するとともに、市長に届け出なければならない。
- 8 既存施設の全部又は一部が設置規制区域内にある事業者は、市長に届け出た維持管理等計画に係る既存施設について、地域住民等に対し、事業計画の内容の説明に努めるとともに、当該地域住民等の意見を踏まえ、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 9 既存施設の全部が設置規制区域外にある事業者は、施行日までに、規則で定めるところにより、当該既存施設に係る維持管理等計画を作成し、公表するよう努めなければならない。
- 10 前項の規定は、既存施設の全部が設置規制区域外にある事業者が、同項の維持管理等計画を変更する場合に準用する。この場合において、同項中「施行日までに、規則で定めるところにより、当該既存施設に係る維持管理等計画を作成し」とあるのは、「当該既存施設に係る維持管理等計画を変更したときは」と読み替えるものとする。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

### (既存施設の維持管理等)

- 7 第十四条第二項、第四項及び第五項の規定は、既存事業者が条例附則第七項又は第九項の規定により維持管理等計画を作成し、公表する場合について準用する。
- 8 既存施設の全部又は一部が設置規制区域内にある事業者は、条例附則第三項の規定による届出の際に、維持管理等計画の公表の方法を市長に通知しなければならない。
- 9 既存事業者は、既存施設に係る維持管理等計画を作成した場合において、当該既存施設の維持管理等に係る措置を講じたときは、速やかにその実施状況の記録を作成し、かつ、太陽光発電事業を行う間、当該記録を保管するよう努めなければならない。
- 10 条例附則第十項ただし書の規則で定める軽微な変更は、太陽光発電事業の名称の変更その他既存施設の維持管理等に直接影響しないと環境局長が認めるものとする。

### (1) 設置規制区域内の既存施設の維持管理等計画

既存施設の全部又は一部が設置規制区域内にある事業者は、条例施行日（令和5年10月1日）までに、条例附則第3項に規定する既存事業概要届出書（様式第14号）、誓約書（様式第9号）等と併せて維持管理等計画の作成、公表及び提出（別紙3）をしなければなりません。維持管理等計画の作成項目や公表方法についてはP.56以降「[第十五条（2）維持管理等計画の作成（4）維持管理等計画の公表](#)」を準用します。

また、条例施行日（令和5年10月1日）以降は、維持管理等の実施状況の記録を保管するよう努めてください。

また、地域住民等に対し、事業計画の内容の説明を行うよう努めるとともに、当該地域住民等の意見を踏まえ、必要な措置を講ずるよう努めてください。住民説明の内容等については、P.28「[第六条 地域住民等への説明](#)」を参照してください。

## (2) 設置規制区域外の既存施設の維持管理等計画

その全部が設置規制区域外にある既存事業者は、条例施行日（令和5年10月1日）までに、条例附則第9項の規定により既存施設及び事業区域を適正に維持管理するための計画（維持管理等計画）を作成し、公表するよう努めてください。維持管理等計画の作成項目や公表方法等についてはP.56以降「[第十五条（2）維持管理等計画の作成（4）維持管理等計画の公表](#)」を準用します。

維持管理等計画を変更した際には、変更後の維持管理等計画を改めて公表するよう努めてください。

また、条例施行日（令和5年10月1日）以降は、維持管理等の実施状況の記録を保管するよう努めてください。

## (3) 設置規制区域外の既存施設の維持管理等計画における軽微な変更

以下の項目については、軽微な変更とし、変更した際の公表は不要とします。

- ・ 事業名称

## 附則 1 1 既存大規模事業者の損害賠償責任保険等への加入

(既存大規模事業者の損害賠償責任保険等への加入)

- 11 既存事業者であって太陽光発電施設一箇所当たりの合計出力が千キロワット以上の既存施設を管理するものは、施行日から当該太陽光発電施設を廃止する日までの間、損害賠償責任保険、火災保険、地震保険その他必要な保険への加入に努めなければならない。

既存の大規模事業者は、条例施行日（令和5年10月1日）から太陽光発電施設の廃止までの間、太陽光発電施設に起因して他者へ損害を与えた際に補償がなされる損害賠償責任保険、災害等による途中での修繕、撤去又は処分に備えるための火災保険、地震保険に加入するよう努めてください。

## 附則 1 2 既存事業者の地位の承継

(既存事業者の地位の承継)

- 12 既存事業者が太陽光発電事業の全部を譲渡し、又は既存事業者について相続、合併若しくは分割があったときは、当該太陽光発電事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該太陽光発電事業の全部を承継した法人は、当該譲渡又は相続、合併若しくは分割があった日から三十日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(既存事業者の地位の承継に係る届出)

- 11 条例附則第十二項の規定による届出は、既存事業者地位承継届出書を提出することにより行うものとする。

条例施行日（令和5年10月1日）以降に既存事業者から太陽光発電事業の全部を譲渡、相続、合併、分割され、その地位を承継した者は、その旨を承継したことを届け出る必要があり、既存事業者地位承継届出書（様式第16号）を提出してください。当該届出は、地位の承継の日から30日以内にしなければなりません。

### 附則 1 3 準備行為

(準備行為)

13 設置許可の申請その他の準備行為は、施行日前においても行うことができる。

条例の規定により、設置許可手続や事業計画の届出の手続は、工事着手以前に行う必要があります。このため、これらの手続に関する準備行為は条例の施行日前においても行うことができます。

### 附則 1 4 検討

(検討)

14 市長は、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

市長は、関係法令に基づき、本条例について適宜見直しを行い、必要があると認められるときには所要の措置を講ずることを規定しています。

<その他>

参考 1 仙台市条例と宮城県の「太陽光発電施設の設置等に関する条例」の主な違い

	仙台市	宮城県
条例の対象となる出力	20kW 以上	50kW 以上
土地所有者等の責務	<u>災害の発生を助長し、又は良好な自然環境若しくは生活環境を損なうおそれのある事業者に対して、当該土地を使用させることのないように努めなければならない</u>	—
設置規制区域	①地すべり防止区域 ②急傾斜地崩壊危険区域 ③砂防指定地 ④土砂災害特別警戒区域 <u>⑤狩猟鳥獣（イノシシを除く。）の捕獲等を禁止し、又は捕獲等の数を制限する区域のうち市街化区域を除く区域</u> <u>⑥鳥獣保護区のうち市街化区域を除く区域</u> ⑦鳥獣保護区特別保護地区 ⑧広瀬川特別環境保全区域	①地すべり防止区域 ②急傾斜地崩壊危険区域 ③砂防指定地 ④土砂災害特別警戒区域
誓約書の提出	<u>提出しなければならない</u>	—
大規模事業者の保険・共済等への加入	<u>加入しなければならない</u>	加入するよう努めなければならない
大規模事業者の財務計算に関する諸表の提出	<u>施設の設置が完了した事業年度以降3カ年度分の財務計算に関する諸表を提出しなければならない</u>	—
撤去及び処分	<u>リユース・リサイクルに努めた上で、適正に処理する</u>	適正に処理する

参考2 許可申請、事業計画届出を行う際に必要な書類一覧

提出物	新規施設		既存施設	
	設置規制区域内	設置規制区域外	設置規制区域内	設置規制区域外
設置許可申請書 (様式第1号)	○			
事業計画届出書 (様式第8号)		○		
既存事業概要届出書 (様式第14号)			○ (届出時)	○
誓約書 (様式第9号)	○ (許可後)	○ (届出時)	○ (届出時)	○ (届出時)
位置図	○	○	○	○
事業区域図	○	○	○	○
配置図	○	○	○	○
造成計画平面図及び縦横断面図※	○	○	○	○
擁壁構造図※	○	○	○	○
排水計画に係る平面図	○	○	○	○
太陽光発電施設の構造図	○	○	○	○
現況写真	○	○	○	○
維持管理等計画書 (別紙3)	○	○	○	○
その他環境局長が必要と認める書類	○	○	○	○
添付書類	○	○	○	○
(1) 関係法令手続状況 (別紙1)	○	○	○	○
(2) 地域住民等説明実施記録 (別紙2)	○	○	○	○
(3) 規則第4条の措置を講じていることを証する書類 (「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」に基づくチェックシート)	○	○	○	○
(4) 関係法令の手続に関する書類 (収受印の押された届出書の写し、許認可証等の写しなど)	○	○	○	○
(5) 再エネ特措法第9条第4項に基づく認定通知書※	○	○	○	○
(6) 動植物に関する調査報告及び配慮事項を示した書類※	○	○	○	○
(7) 広瀬川の清流を守る条例に基づく許可通知書の写し※	○	○	○	○
(8) 事業者を確認するための書類 (個人にあっては住民票 (本籍地 (外国人にあっては、国籍) が記載されたものに限る。)、法人にあっては登記事項証明書)	○	○	○	○
(9) 事業区域及びこれに隣接する土地について確認するための書類 (事業区域及びこれに隣接する土地に係る土地の登記事項証明書並びに事業区域に係る土地の公図の写し、借地等の場合は所有者の同意書)	○	○	○	○
(10) 工事工程表、施工体系図	○	○	○	○
必要部数	2部 (正本1部、 データ1部)	1部 (データ1部)	1部 (データ1部)	1部 (データ1部)

市への提出書類はなし (事業計画変更時に届出)

※必要に応じて提出すること



## <様式集>

様式第1号	設置許可申請書
様式第2号	事業変更許可申請書
様式第3号	軽微変更届出書
様式第4号	工事着手届出書
様式第5号	工事完了届出書
様式第6号	工事中止届出書
様式第7号	工事再開届出書
様式第8号	事業計画届出書
様式第9号	誓約書
様式第10号	事業計画変更届出書
様式第11号	事故等報告書
様式第12号	地位承継届出書
様式第13号	事業廃止届出書
様式第14号	既存事業概要届出書
様式第15号	既存事業変更届出書
様式第16号	既存事業者地位承継届出書
別紙1	関係法令手続状況
別紙2	地域住民等説明実施記録
別紙3	維持管理等計画書
参考様式	維持管理等計画書（公表用）